

租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引(単体法人用)

《平成29年4月1日以後終了事業年度》

法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書」を作成する際にご参照ください。



平成29年6月

国 税 庁

凡　　例

略　称	意　義
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）
令、租特透明化法施行令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成22年政令第67号）
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成25年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法
平成26年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成27年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法
平成28年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成29年旧措置法	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法
特定非営利活動促進法一部改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人
旧認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人
特例認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人
仮認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）による改正前の特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）

(注) この手引は、平成29年6月1日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

I	租特透明化法の概要等	1
1	租特透明化法の概要	1
2	Q & A	2
3	適用額明細書の提出までの流れ	5
II	適用額明細書の記載(入力)要領等	6
1	書面で提出する場合の記載要領	6
2	e-Taxソフトで提出する場合の入力要領	9
3	事業種目・業種番号一覧表	12
4	租特透明化法施行規則に掲げる表の「租税特別措置法の条項」欄について	15
III	適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方	16
別表一(一)	次葉 普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分	16
中小企業者等の法人税率の特例(普通法人又は人格のない社団等)		
中小企業者等の法人税率の特例(一般社団法人等)		
別表一(二)	次葉 公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等の分	17
中小企業者等の法人税率の特例(公益法人等又は協同組合等)		
中小企業者等の法人税率の特例(特定の協同組合等)		
別表一(三)	次葉 特定の医療法人の分	18
中小企業者等の法人税率の特例(特定の医療法人)		
特定の医療法人の法人税率の特例		
別表一の三次葉	外国法人の分	19
中小企業者等の法人税率の特例(普通法人又は人格のない社団等)		
別表六(六)	試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	20
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除		
(試験研究費の総額に係る税額控除)		
別表六(七)	中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	21
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除		
(中小企業技術基盤強化税制)		
別表六(八)	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	22
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除		
(特別試験研究費の額に係る税額控除)		
別表六(九)	試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	23
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除		
(試験研究費の増加額に係る税額控除)		
(平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除)		
別表六(+ -)	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	24
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除		
別表六(+ニ)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	25
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除		

別表六(十三) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	26
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十五) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	28
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十六) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	29
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十七) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	30
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十八) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	31
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十九) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	32
特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書	33
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十一) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	34
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十二) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	35
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十三) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	36
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十四) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	37
生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書	38
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	
保険会社の受取配当等の益金不算入の特例	
別表十(一) 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書	39
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	

別表十(二) 国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書	40
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	
別表十(三) 採鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	41
採鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	
別表十(四) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	42
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	
別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書	43
収用換地等の場合の所得の特別控除	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	
別表十(六) 社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	45
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	
別表十(七) 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書	46
特定目的会社に係る課税の特例	
別表十(八) 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書	47
投資法人に係る課税の特例	
別表十(九) 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書	48
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	
別表十一(一) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	49
中小企業等の貸倒引当金の特例	
別表十一(一) 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	50
海外投資等損失準備金の損金算入	
別表十二(二) 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書	52
新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入	
別表十二(三) 特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書	53
特定事業再編投資損失準備金の損金算入	
別表十二(四) 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書	54
金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入	
別表十二(六) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	55
特定災害防止準備金の損金算入	
別表十二(八) 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書	56
使用済燃料再処理準備金の損金算入	

別表十二(九) 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	57
---	----

原子力発電施設解体準備金の損金算入

別表十二(十) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	58
--	----

保険会社等の異常危険準備金の損金算入

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入

別表十二(十一) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書	59
---	----

関西国際空港用地整備準備金の損金算入

別表十二(十二) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	60
---	----

中部国際空港整備準備金の損金算入

別表十二(十三) 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	61
-------------------------------------	----

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入

別表十二(十四) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	62
---	----

農業経営基盤強化準備金の損金算入

農用地等を取得した場合の課税の特例

別表十三(四) 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	63
--	----

収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例

換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

別表十三(五) 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	65
--	----

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

(所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え)

(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)

(過疎地域の外から内への買換え)

(都市機能誘導区域の外から内への買換え)

(既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え)

(防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え)

(所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え)

(日本船舶から日本船舶への買換え)

(市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え)

(農用地区域内にある土地等の買換え)

別表十三(六) 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	69
--	----

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例

別表十三(七) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書	70
---	----

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例

別表十三(八) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	72
---	----

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例

別表十三(九) 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	73
--	----

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例

別表十三(十) 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	74
--	----

技術研究組合の所得の計算の特例

別表十三(十一) 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	75
転廃業助成金等に係る課税の特例	
別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書	77
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例	
別表十四(五) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書	78
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、	
別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、	
別表十六(三) 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	
別表十六(五) 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	79
特別償却及び割増償却	
(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却)	
(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却)	
(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)	
(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)	
(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却)	
(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却)	
(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却)	
(生産性向上設備等を取得した場合の特別償却)	
(公害防止用設備の特別償却)	
(船舶の特別償却)	
(自動車教習用貨物自動車の特別償却)	
(耐震基準適合建物等の特別償却)	
(被災代替資産等の特別償却)	
(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)	
(共同利用施設の特別償却)	
(特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備の特別償却))	
(特定地域における工業用機械等の特別償却)	
(沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却)	
(特定地域における産業振興機械等の割増償却)	
(医療用機器の特別償却)	
(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)	
(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却)	
(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却)	
(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)	
(特定都市再生建築物等の割増償却)	
(倉庫用建物等の割増償却)	
(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)	
別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	87
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	
別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書	88
別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)又は別表十六(五)における特別償却又は割増償却を準備金方式で行った場合	
(準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額))	
IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内	93

I 稟特透明化法の概要等

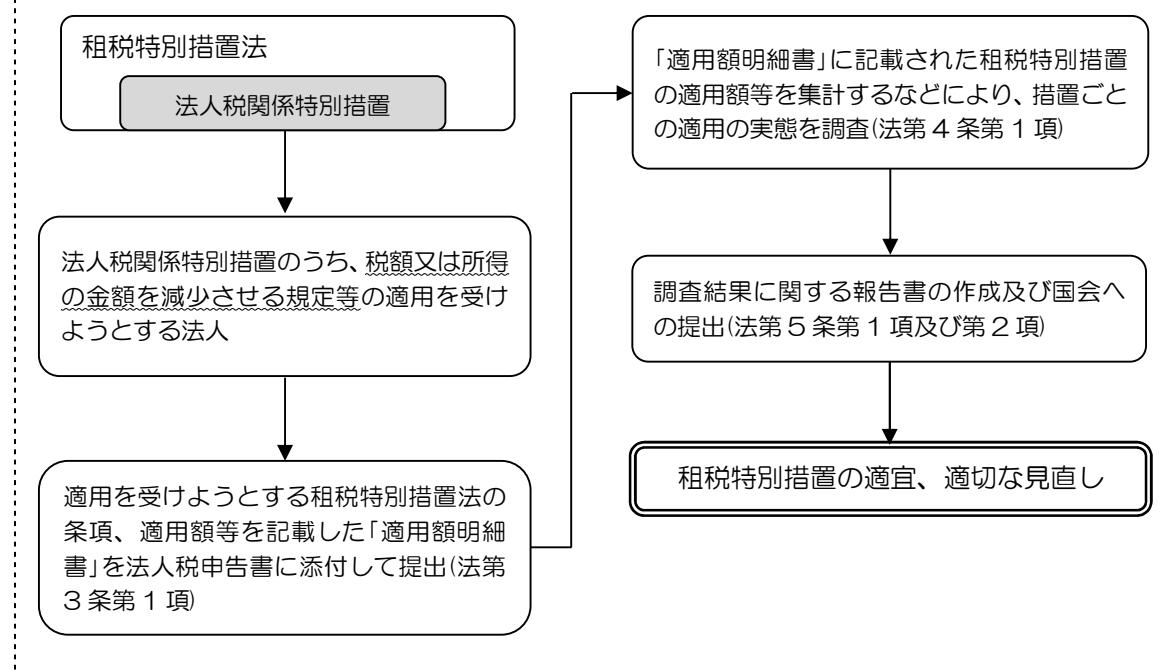
1 稟特透明化法の概要

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする稟特透明化法が制定されました(法第1条)。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。この規定により、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります(法第3条第1項)。

また、提出された「適用額明細書」に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなど措置ごとの適用の実態を調査し、調査結果に関する報告書を国会に提出することにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることになります(法第4条第1項、第5条第1項及び第2項)。

○ 稟特透明化法の流れ



2 Q & A

Q1

「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置(Q 2 参照)の適用を受けようとする場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

(注) 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2

「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等(具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租税特別措置)をいいます。

Q3

なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣(国税庁長官)は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4

「適用額明細書」を添付しなかった場合には、どうなりますか？

A 4 「租特透明化法」では、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を法人税申告書に添付しなければならないとされており、これは「適用額明細書」の法人税の確定申告書への添付を義務付けているとともに、確定申告書の提出期限までに提出しなければならないことを定めています。

このため、法人税申告書に「適用額明細書」を添付しなかった場合又は虚偽の記載をした「適用額明細書」を添付した場合には、法人税関係特別措置の適用はないこととされています。

しかしながら、この場合においても、その後誤りのない「適用額明細書」の提出があったときは、故意に添付しなかった場合又は虚偽の記載をした場合を除いて、法人税関係特別措置の適用を受けることができます。

Q5

「適用額明細書」の記載内容に誤りがあったため、再提出しようと考えていますが、再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出すればよいでしょうか？

A 5 「適用額明細書」を再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出するのではなく、適用を受けようとする全ての法人税関係特別措置について記載して提出してください。

Q6

「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、どこで入手できますか？

A 6 「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードが可能です(掲載場所は、最終ページをご参照ください。)。

Q7

「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信ができますか？

A 7 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信が可能です。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご参照ください。

Q8

「適用額明細書」の「業種番号」欄は何を記載すればよいでしょうか？

A 8 「適用額明細書」に記載する「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」を確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。

(参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一(一)等の「業種目」欄に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

Q9

法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A 9 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q10

「適用額明細書」の記載に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A 10 提出された「適用額明細書」には、次のような記載誤りが多く見受けられます。記載誤りがある場合には、正しく記載した「適用額明細書」を改めて提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

① 法人税申告書別表からの転記誤り

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「所得金額又は欠損金額」等は別表一(一)等に記載されたものと同額を記載してください。

② 「区分番号」の記載誤り

「区分番号」は、適用を受けようとする法人税関係特別措置が同一であっても、税制改正に伴い、その措置の内容が変更されたことにより、改正前後の「区分番号」が異なる場合がありますので、適用を受けようとする事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し、正しく記載してください。

③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等の法人税率の特例」(区分番号「00380」)

所得金額が900万円であっても、この措置の適用限度額は、年800万円であるため、「適用額明細書」には、「8,000,000円」と記載する。

④ 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業者等の法人税率の特例」のような適用を受けることができない措置の記載は不要です。

Q11

「適用額明細書」の提出に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A11 作成した「適用額明細書」は、他の書類とホチキス留め等をしないで、法人税申告書に挟み込んで提出してください。

なお、OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

Q12

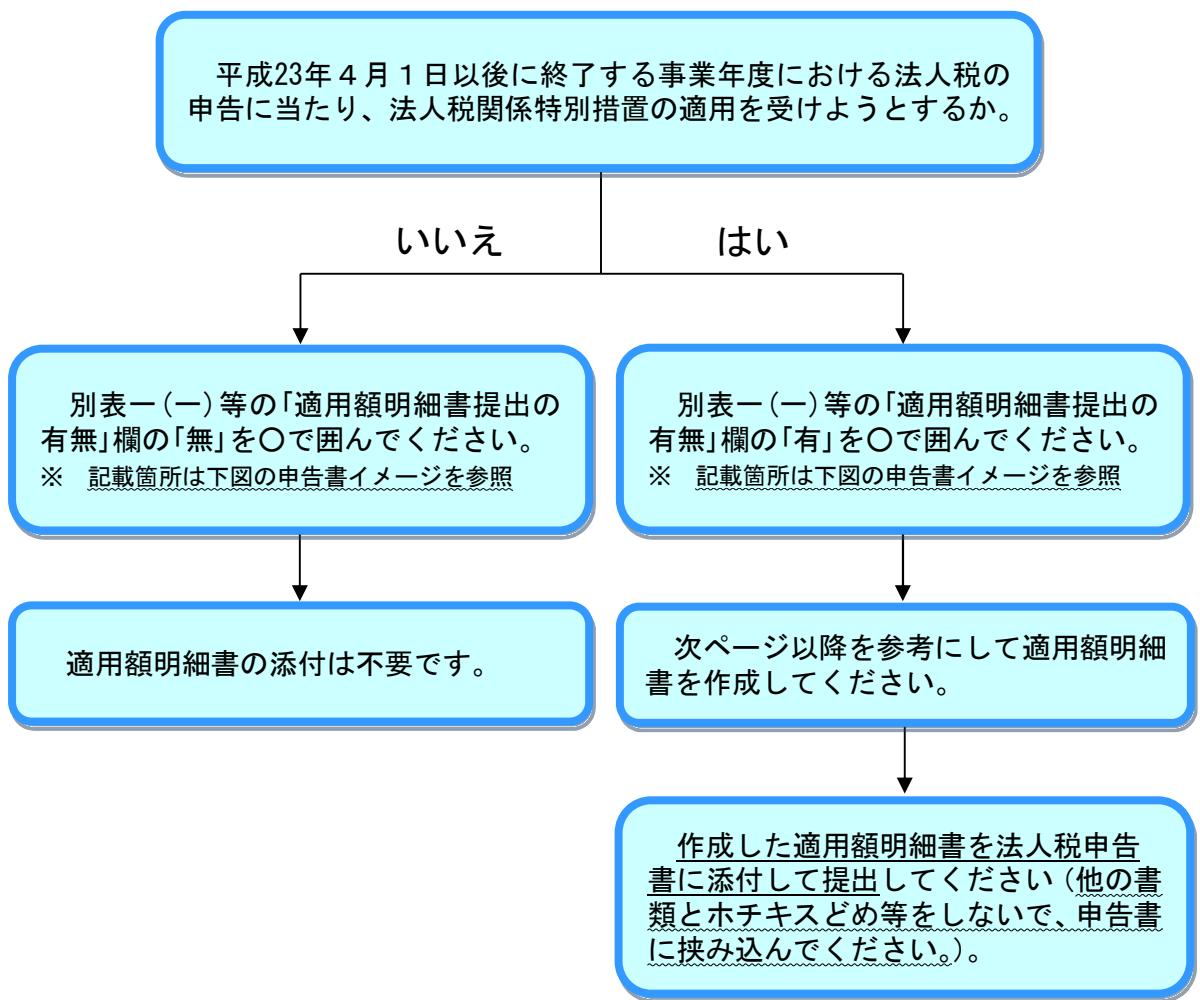
震災特例法の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載する必要はありますか？

A12 震災特例法の「みなし規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第17条の5第2項の規定により特別試験研究費の額とみなされるものについて、試験研究費の税額控除の適用を受けようとする場合には、租税特別措置法の規定による試験研究費の税額控除の金額と区分がされずに別表六(八)に記載されることとなりますので、この場合の「適用額明細書」への記載については、別表六(八)に記載した金額をそのまま転記してください。

3 適用額明細書の提出までの流れ

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。



(参考：別表一(一)等の「適用額明細書提出の有無」欄の位置)

平成 年 月 日 税務署長原印		申告書		青色申告 一括者芳	
税種		申告種別		監査書等	
法人名		申告区分		事業年度	
法人番号		申告年月日		売上金額	
経理責任者 氏名		申告年月日		申告区分	
代理人者 氏名		申告年月日		申告区分	
代表者 住所		申告年月日		申告区分	
添付書類		申告書		青色申告 送付要否	
平成 年 月 日 事業年度分の法人税 該当事業年度分の地方法人税		申告書		適用額明細書 提出の有無	
平成 年 月 日 税理士法第30条 の書面提出有		申告書		税理士法第33条 の2の書面提出有	
翌年以降 送付要否		要 否		適用額明細書 提出の有無 有 無	
税理士法第30条 の書面提出有		有		税理士法第33条 の2の書面提出有 有	

※ 提出の状況に応じて「有」又は「無」を○で囲んでください。

II 適用額明細書の記載(入力)要領等

1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」の記載に当たっては、以下のとおり別表一(一)等の記載内容のうち、青の網掛け部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P16以降の「III 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

〈記載例〉

別表一(一)次葉…中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一(一)の記載内容】

OCR入力用		この用紙はとじこまないでください。 この用紙は機械で読み取ります。折ったり弄したりしないでください。																																																																																																																																																																																											
法 F B 0 6 0 3																																																																																																																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">御注意</td> <td colspan="2">平成30年2月28日</td> <td>事業種</td> <td>3500</td> <td>業況</td> <td>業況</td> <td>青色申告</td> <td>一連番号</td> <td colspan="2">別表一(一)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 著手付印</td> <td colspan="2">(1) 鶴町 税務署長殿</td> <td>(7) 医薬品卸売業</td> <td colspan="2"></td> <td>*</td> <td>整理(9)</td> <td>0 0 4 5 6 7 8 9</td> <td colspan="2">普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 納税地</td> <td colspan="2">(2) 東京都千代田区大手町1-1-1</td> <td>期末残高の業 務は当該</td> <td>100,000,000</td> <td>円</td> <td></td> <td>事業年度(至)</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3) 法人番号</td> <td colspan="2">(3) 株式会社 国税商事</td> <td>同非区分</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>同</td> <td>壳上金額</td> <td>壳上</td> <td>十億</td> <td>百千万</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(4) 法人番号</td> <td colspan="2">(4) 8700110005901</td> <td>一般社団 法人のうち 非當利型法人に該当するもの</td> <td>九</td> <td></td> <td></td> <td>申告年月日</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5) 代表者名</td> <td colspan="2">(5) 国税 太郎</td> <td>経理責任者 自署押印</td> <td>国税 花子</td> <td></td> <td></td> <td>通信日付印</td> <td>確定印</td> <td>府 指定</td> <td>局指定</td> <td>指導等区分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(6) 代表者住所</td> <td colspan="2">(6) 東京都千代田区大手町1-1-2</td> <td>旧納税地及び 旧法人名等</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>申告区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(7) 添付書類</td> <td colspan="2">(7) 平成29年01月01日 事業年度分の法人税確定申告書 平成29年12月31日 課税事業年度分の地方法人税申告書</td> <td>添付書類</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>法 人 税</td> <td>中間 種段後 修正</td> <td>地 方 中間 種段後</td> <td>修 正</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(8) 年度等</td> <td colspan="2">(8) 平成29年1月1日 年度等</td> <td>翌年以降 送付要否</td> <td>是</td> <td>否</td> <td>適用額明細書提出の有無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(9) 法人税額</td> <td colspan="2">(9) 50000000</td> <td>申告書</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>税理士法第30条</td> <td>税理士法第33条</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(10) 法人税額</td> <td colspan="2">(10) 11028000</td> <td>申告書</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="5">適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">この申告書による法人税額の計算</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">平成29年1月1日 年度等</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">控除税の(別表六(一))</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">外國税(別表六(二))</td> </tr> </table>				御注意		平成30年2月28日		事業種	3500	業況	業況	青色申告	一連番号	別表一(一)		(1) 著手付印		(1) 鶴町 税務署長殿		(7) 医薬品卸売業			*	整理(9)	0 0 4 5 6 7 8 9	普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及下		(2) 納税地		(2) 東京都千代田区大手町1-1-1		期末残高の業 務は当該	100,000,000	円		事業年度(至)	年 月 日			(3) 法人番号		(3) 株式会社 国税商事		同非区分	同	同	同	壳上金額	壳上	十億	百千万	(4) 法人番号		(4) 8700110005901		一般社団 法人のうち 非當利型法人に該当するもの	九			申告年月日	年 月 日			(5) 代表者名		(5) 国税 太郎		経理責任者 自署押印	国税 花子			通信日付印	確定印	府 指定	局指定	指導等区分	(6) 代表者住所		(6) 東京都千代田区大手町1-1-2		旧納税地及び 旧法人名等				年 月 日	申告区分				(7) 添付書類		(7) 平成29年01月01日 事業年度分の法人税確定申告書 平成29年12月31日 課税事業年度分の地方法人税申告書		添付書類				法 人 税	中間 種段後 修正	地 方 中間 種段後	修 正		(8) 年度等		(8) 平成29年1月1日 年度等		翌年以降 送付要否	是	否	適用額明細書提出の有無						(9) 法人税額		(9) 50000000		申告書				税理士法第30条	税理士法第33条				(10) 法人税額		(10) 11028000		申告書				適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。					この申告書による法人税額の計算												平成29年1月1日 年度等												控除税の(別表六(一))												外國税(別表六(二))											
御注意		平成30年2月28日		事業種	3500	業況	業況	青色申告	一連番号	別表一(一)																																																																																																																																																																																			
(1) 著手付印		(1) 鶴町 税務署長殿		(7) 医薬品卸売業			*	整理(9)	0 0 4 5 6 7 8 9	普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及下																																																																																																																																																																																			
(2) 納税地		(2) 東京都千代田区大手町1-1-1		期末残高の業 務は当該	100,000,000	円		事業年度(至)	年 月 日																																																																																																																																																																																				
(3) 法人番号		(3) 株式会社 国税商事		同非区分	同	同	同	壳上金額	壳上	十億	百千万																																																																																																																																																																																		
(4) 法人番号		(4) 8700110005901		一般社団 法人のうち 非當利型法人に該当するもの	九			申告年月日	年 月 日																																																																																																																																																																																				
(5) 代表者名		(5) 国税 太郎		経理責任者 自署押印	国税 花子			通信日付印	確定印	府 指定	局指定	指導等区分																																																																																																																																																																																	
(6) 代表者住所		(6) 東京都千代田区大手町1-1-2		旧納税地及び 旧法人名等				年 月 日	申告区分																																																																																																																																																																																				
(7) 添付書類		(7) 平成29年01月01日 事業年度分の法人税確定申告書 平成29年12月31日 課税事業年度分の地方法人税申告書		添付書類				法 人 税	中間 種段後 修正	地 方 中間 種段後	修 正																																																																																																																																																																																		
(8) 年度等		(8) 平成29年1月1日 年度等		翌年以降 送付要否	是	否	適用額明細書提出の有無																																																																																																																																																																																						
(9) 法人税額		(9) 50000000		申告書				税理士法第30条	税理士法第33条																																																																																																																																																																																				
(10) 法人税額		(10) 11028000		申告書				適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。																																																																																																																																																																																					
この申告書による法人税額の計算																																																																																																																																																																																													
平成29年1月1日 年度等																																																																																																																																																																																													
控除税の(別表六(一))																																																																																																																																																																																													
外國税(別表六(二))																																																																																																																																																																																													

【別表一(一)次葉の記載内容】

		事業年度等	29・1・1 29・12・31	法人名	株式会社 国税商事	別表一(一) 次葉	
法 人 税 額 の 計 算							
中小法人等の場合	(1) の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	12 8,000,000	(48)	の 15 % 相 当 額	52	1,200,000
	(1) のうち年800万円 相当額を超える金額	49	42,000,000	(49)	23.9 % 又は 23.4 % 相当額	53	9,828,000
<記載の手引の掲載内容(概略)> (10) 「租税特別措置法の条項」欄 「第42条の3の2第1項第1号」 「区分番号」欄 「00380」 (11) 「適用額」欄 : 「48」欄の金額							

【別表十六(七)の記載内容】

①	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度 29・1・1 29・12・31	法人名 (株式会社 国税商事)	別表 十六(七) 平二十九 四
御注意 この表は、資産区に当該の月 この場合に適用を受け る万円を12で除し、 る。	資産区	種類 1 器具及び備品 2 事務機器及び 通信機器 3 電子計算機 複写機 その他の 事務機器	器具及び備品 事務機器及び 通信機器 複写機			
<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑬ 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第67条の5第1項」 「区分番号」欄 : 「00277」 ⑭ 「適用額」欄 : 「8」欄の金額 → ⑮ 630,000						
額 当期						法 0301-1607

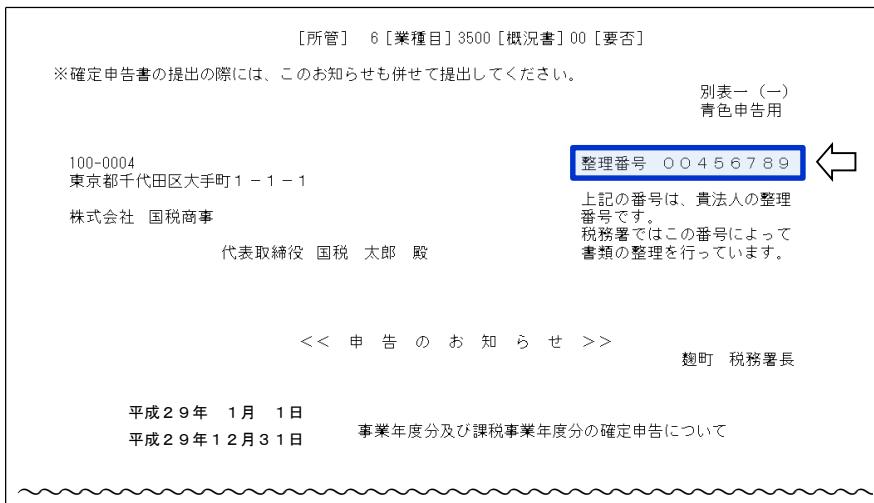
【適用額明細書への転記後のイメージ】

■ 様式第一 ■	F B 4 0 1 1															
<p style="text-align: center;">平成30年2月28日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> ① 韶町 税務署長殿 (取受印) </td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> 自平成 29年 01月 01日 至平成 29年 12月 31日 </td> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 整理番号 ⑨ 00456789 提出枚数 ⑩ 01枚 うち ⑪ 01枚目 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 納税地 ② 東京都千代田区大手町1-1-1 電話(03) 1234 - 5678 (フリガナ) カブシキ イシャ コウセイヨウガイ </td> <td style="padding: 5px;"> 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分) </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 法人名 ③ 株式会社 国税商事 </td> <td style="padding: 5px;"> 事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 ⑧ 35 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 法人番号 ④ 8700110005901 期末現在の 資本金の額又は 出資金の額 千 億 百万 千 円 ⑤ 1000000000 </td> <td style="padding: 5px;"> ⑥ 500000000 <small>※提出年月日 平成 01年 01月 01日 税務署長者處理欄</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 租税特別措置法の条項 ⑩ 第42条の3の2第1項第1号 ⑪ 00380 ⑫ 8000000 </td> <td style="padding: 5px;"> 分番号 ⑬ 第67条の5第1項第1号 ⑭ 00277 ⑮ 630000 </td> </tr> </table>		① 韶町 税務署長殿 (取受印)	自平成 29年 01月 01日 至平成 29年 12月 31日	整理番号 ⑨ 00456789 提出枚数 ⑩ 01枚 うち ⑪ 01枚目	納税地 ② 東京都千代田区大手町1-1-1 電話(03) 1234 - 5678 (フリガナ) カブシキ イシャ コウセイヨウガイ		事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)	法人名 ③ 株式会社 国税商事		事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 ⑧ 35	法人番号 ④ 8700110005901 期末現在の 資本金の額又は 出資金の額 千 億 百万 千 円 ⑤ 1000000000		⑥ 500000000 <small>※提出年月日 平成 01年 01月 01日 税務署長者處理欄</small>	租税特別措置法の条項 ⑩ 第42条の3の2第1項第1号 ⑪ 00380 ⑫ 8000000		分番号 ⑬ 第67条の5第1項第1号 ⑭ 00277 ⑮ 630000
① 韶町 税務署長殿 (取受印)	自平成 29年 01月 01日 至平成 29年 12月 31日	整理番号 ⑨ 00456789 提出枚数 ⑩ 01枚 うち ⑪ 01枚目														
納税地 ② 東京都千代田区大手町1-1-1 電話(03) 1234 - 5678 (フリガナ) カブシキ イシャ コウセイヨウガイ		事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)														
法人名 ③ 株式会社 国税商事		事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 ⑧ 35														
法人番号 ④ 8700110005901 期末現在の 資本金の額又は 出資金の額 千 億 百万 千 円 ⑤ 1000000000		⑥ 500000000 <small>※提出年月日 平成 01年 01月 01日 税務署長者處理欄</small>														
租税特別措置法の条項 ⑩ 第42条の3の2第1項第1号 ⑪ 00380 ⑫ 8000000		分番号 ⑬ 第67条の5第1項第1号 ⑭ 00277 ⑮ 630000														
<p>(参考) 区分番号「00564」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成29年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に記載してください。</p> <p>この用紙はどじこまないでください</p> <p><記載例></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 租税特別措置法の条項 平成29年旧措置法 第42条の4 第2項第1号 </td> </tr> </table>			租税特別措置法の条項 平成29年旧措置法 第42条の4 第2項第1号													
租税特別措置法の条項 平成29年旧措置法 第42条の4 第2項第1号																

○ 「適用額明細書」の記載及び提出に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
- (3) 「整理番号」欄は、別表一(一)等の「整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
(参考) 別表等の送付を希望しない法人で「整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P11の「(参考1)『申告のお知らせイメージ』」参照)。)をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ



- (4) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
(参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一(一)等の「業種目」欄に印字された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
 - (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「所得金額又は欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。

(注) 外国法人にあっては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、同表の「1」欄及び「12」欄の合計額を記載してください。

 - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を了した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
 - (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
 - (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。

2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(青の網掛け部分)。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P16以降の「III 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

〈入力例〉

別表一(一)次葉…中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一(一)の入力画面】

御注意	平成 30 年 2月 28 日	事業種目	医薬品卸売業	青色申告	一連番号	別表一(一)
納税地	東京都千代田区大手町1-1-1	事業年度	100,000,000円	税率区分	単月日	普通法人(特定の医療法人を除く。)一般社団法人
電話	(03) 1234 - 5678	同非区分	<input checked="" type="checkbox"/> 併記	税率	年月日	
法人名	株式会社 国税商事	税率区分	<input type="checkbox"/> 併記	税率	年月日	
法人番号	9 8889 8889 8889	税率区分	<input type="checkbox"/> 併記	税率	年月日	
代表者	国税 太郎	税率区分	<input type="checkbox"/> 併記	税率	年月日	
住所	東京都千代田区大手町1-1-2	税率区分	<input type="checkbox"/> 併記	税率	年月日	
平成 29 年 1月 1日			事業年度分の法人税確定	申告書	適用額明細書提出の有無	別表一(一)
平成 29 年 12月 31日			課税事業年度分の地方法人税確定	申告書	<input checked="" type="checkbox"/>	普通法人(特定の医療法人を除く。)一般社団法人
			中間申告の場合平成の計算期間平成			
			この申告書による法人税			
所得金額又は欠損金額 (別表四「48欄」)			① 50,000,000	申告書	適用額明細書提出の有無	別表一(一)

【別表一(一)次葉の入力画面】

事業年度等	平成 29・1・1	法人名	株式会社 国税商事	別表一(一)次葉		
法人(4)税額の計算				平二十九・		
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$	48	8,000,000	(48) の 15 % 相当額	52	1,200,000
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額	49	42,000,000	(49) の 23.4 % 相当額	53	9,828,000
所						11,028,000
<記載の手引の掲載内容(概略)> (2)						
「租税特別措置法の条項」欄 「第42条の3の2第1項第1号」						
「区分番号」欄: 「00380」 (3)						
「適用額」欄: 「48」欄の金額						

【別表十六(七)の入力画面】

<p>① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書</p> <p>御注意 この場合に御便 りの義は、 これに当期の旨 を記載する ときは、 この欄に記載 する。 この欄に記載 する。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業年度 又は連結 事業年度</td> <td>平成 29・1・1 平成 29・12・31</td> <td>法人名 ()</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>1 算具及び備品 2 事務機器及び通信機器 3 電子計算機</td> <td>算具及び通信機器 事務機器及び通信機器 電子計算機</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>2 事務機器及び通信機器 3 電子計算機</td> <td>事務機器及び通信機器 電子計算機及 び通信機器</td> </tr> <tr> <td>目次</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業年度 又は連結 事業年度	平成 29・1・1 平成 29・12・31	法人名 ()	種類	1 算具及び備品 2 事務機器及び通信機器 3 電子計算機	算具及び通信機器 事務機器及び通信機器 電子計算機	構造	2 事務機器及び通信機器 3 電子計算機	事務機器及び通信機器 電子計算機及 び通信機器	目次			<p>別表 十六 (七)</p> <p>記載の手引の掲載内容(概略) ⑤</p> <p>「租税特別措置法の条項」欄 : 「第67条の5 第1項」 「区分番号」欄 : 「00277」 ⑥ 「適用額」欄 : 「8」欄の金額 → ⑦ 630,000</p> <p>法 0901-1807</p>
事業年度 又は連結 事業年度	平成 29・1・1 平成 29・12・31	法人名 ()											
種類	1 算具及び備品 2 事務機器及び通信機器 3 電子計算機	算具及び通信機器 事務機器及び通信機器 電子計算機											
構造	2 事務機器及び通信機器 3 電子計算機	事務機器及び通信機器 電子計算機及 び通信機器											
目次													

【適用額明細書の入力画面】

様式第一																									
平成 30 年 2 月 28 日																									
自 平成 29 年 1 月 1 日 事業年度分の適用額明細書																									
至 平成 29 年 12 月 31 日 (① 当初提出分・② 再提出分)																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>納税地</td> <td>東京都千代田区大手町1-1-1</td> <td>整理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(フリガナ)</td> <td>カワサキガイシャ コクセイショウウ</td> <td>提出枚数</td> <td>1 枚 うち 1 枚目</td> </tr> <tr> <td>法人名</td> <td>株式会社 国税商事</td> <td>事業種目</td> <td>医薬品卸売業 業種番号 35</td> </tr> <tr> <td>法人番号</td> <td>9 9999 9999 9999</td> <td>提出年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>期末現在の 資本金の額又は 出資金の額</td> <td>100,000,000 円</td> <td colspan="2">※税務署長印</td> </tr> <tr> <td>所得金額又は 欠損金額</td> <td>① 50,000,000 円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		納税地	東京都千代田区大手町1-1-1	整理番号		(フリガナ)	カワサキガイシャ コクセイショウウ	提出枚数	1 枚 うち 1 枚目	法人名	株式会社 国税商事	事業種目	医薬品卸売業 業種番号 35	法人番号	9 9999 9999 9999	提出年月日	年 月 日	期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	100,000,000 円	※税務署長印		所得金額又は 欠損金額	① 50,000,000 円		
納税地	東京都千代田区大手町1-1-1	整理番号																							
(フリガナ)	カワサキガイシャ コクセイショウウ	提出枚数	1 枚 うち 1 枚目																						
法人名	株式会社 国税商事	事業種目	医薬品卸売業 業種番号 35																						
法人番号	9 9999 9999 9999	提出年月日	年 月 日																						
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	100,000,000 円	※税務署長印																							
所得金額又は 欠損金額	① 50,000,000 円																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法の条項</th> <th>区分番号</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 第42条の3の2 第1項 第1号</td> <td>③ 00380</td> <td>④ 8,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 第67条の5 第1項 第1号</td> <td>⑥ 00277</td> <td>⑦ 630,000</td> </tr> </tbody> </table>		租税特別措置法の条項	区分番号	適用額	② 第42条の3の2 第1項 第1号	③ 00380	④ 8,000,000 円	⑤ 第67条の5 第1項 第1号	⑥ 00277	⑦ 630,000															
租税特別措置法の条項	区分番号	適用額																							
② 第42条の3の2 第1項 第1号	③ 00380	④ 8,000,000 円																							
⑤ 第67条の5 第1項 第1号	⑥ 00277	⑦ 630,000																							

(参考) 区分番号「00564」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成29年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に入力してください。

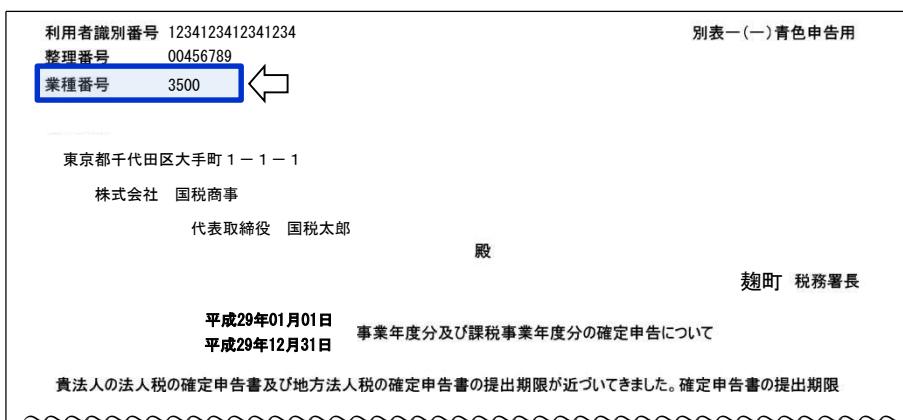
記載例

租税特別措置法の条項
平成29年旧措置法
第42条の4 第2項 第1号

○ 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

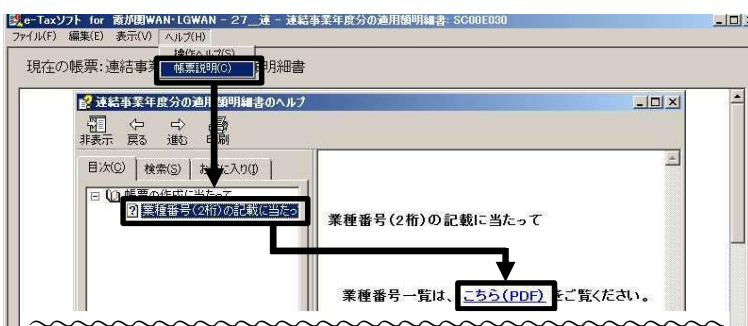
- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。
 - (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
 - (3) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。)。
- (参考1) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

「申告のお知らせ」イメージ



(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図



- (4) 外国法人は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度以降は別表一の三を使用する必要がありますが、その際、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、同表の「1」欄及び「12」欄の合計額を入力してください。

3 事業種目・業種番号一覧表

事業種目	業種番号	事業種目	業種番号
食料品製造業	01	皮革・同製品製造業	皮革製品 16
水産食料品		ガラス・同製品	
調味料		セメント・同製品	
精穀、製粉		建設用粘土製品、耐火物	17
砂糖		陶磁器・同関連製品	
菓子		その他の窯業・土石製品	
パン類		鉄鋼	18
清涼飲料		銑鉄鋳物	
酒類		非鉄金属製造業	19
畜産食料品		非鉄金属	
その他の食料品		構築用金属製品	
製糸、紡績、ねん糸業	02	金属打抜き・プレス加工	
製糸		被覆、彫刻、その他の金属表面処理	20
紡績		くぎ、ボルト、ナット、線材製品	
ねん糸		その他の金属製品	
織物業	03	金属加工機械	
綿・スフ織物		織維機械	
絹・人絹織物		農業用機械	
毛織物		建設機械	21
その他の織物		産業用機械	
ニット製造業	04	事務用・サービス用・民生用機械器具	
染色整理業	05	その他の機械	
その他の織維工業	06	産業用電気機械器具製造業	22
衣服、その他の織維製品製造業	07	電子機器	
男子服、作業服、学校服		民生用電気機械器具電球製造業	23
婦人、子供服		通信機械器具製造業	24
ワイシャツ、下着		自動車・同付属品	
帽子、毛皮製衣服、その他の衣服		鉄道車両	25
その他の織維製品		自転車・オートバイ	
木材、木製品製造業	08	船舶	
製材		その他の輸送用機械器具	
木製容器		理化学機械器具等製造業	26
その他の木製品		計量器、医療器械、理化学機械等	
家具、装備品製造業	09	光学機械器具等製造業	27
家具		時計・同部品製造業	28
建具		その他の製造業	29
その他の家具・装備品		玩具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	
パルプ、紙、紙製品製造業	10	事務用品	
パルプ、紙		貴金属製品	
紙製容器		楽器、レコード	
その他のパルプ・紙製品		装身具、装飾品	
新聞、出版、印刷業	11	プラスチック製品	
新聞、出版		その他の製造	
印刷		飲食料品卸売業	31
製版、製本、その他の印刷物加工		米穀類	
化学工業	12	野菜、果物	
化学肥料		食肉	
有機化学工業製品		生鮮魚介そう	
化学繊維		その他の農水畜産物	
油脂加工品、せっけん、塗料等		酒類	
医薬品		乾物	
その他の化学工業			
石油製品製造業	13		
石油精製			
その他の石油製品			
石炭製品製造業	14		
ゴム製品製造業	15		

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号
飲食料品卸売業	菓子、パン類 その他の飲食料品	31			
繊維品卸売業	生糸、繭、原糸、繊維品 呉服、太物 その他の織物 洋服類 寝具類 靴、履物 かばん、袋物 下着類 小間物 洋品雜貨、その他の繊維品	32	飲食料品小売業	鮮魚 野菜、果物 菓子、パン類 米穀類 料理品 その他飲食料品	41
				呉服 洋服地	
				寝具類 男子既製服 男子注文服 婦人・子供服	
				靴 履物 洋品雜貨 小間物	
				その他の衣服・身の回り品	
建築材料卸売業	木材、竹材 セメント 板ガラス その他の建築材料	33	衣服、身の回り品小売業	家具、建具 金物 荒物	43
				陶磁器・ガラス器 家庭用電気機械器具	
				その他のじゅう器	
				医薬品 化粧品	
機械器具卸売業	一般機械器具 自動車・同部品 輸送用機械器具 精密機械器具 電気・通信機械器具	36	医薬品、化粧品、小売業	医薬品 化粧品	45
				百貨店	
				各種商品小売	
			趣味、娯楽用品等小売業	スポーツ用品 玩具、娯楽用品 楽器、レコード 貴金属製品、宝石 その他の趣味・娯楽用品等	47
貿易業	貿易 輸出 輸入	38	その他の小売業	燃料 書籍、雑誌 文房具、紙	49
				中古品 農機具 写真機、写真材料	
				時計、眼鏡 自動車、自転車 土産物 その他の小売	
その他の卸売業	紙、紙製品 再生資源 家庭用金物 建築用金物 薪炭類 肥料 文房具 玩具、娯楽用品 貴金属製品、宝石 その他の卸売	39	総合建設業	一般土木建築工事 土木工事 建築工事 木造建築工事	51
			職別建設業	職別土木建築工事 電気・通信工事	52
飲食料品小売業	各種食料品 酒 食肉	41			

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号
職別建設業	管工事	52	料理・飲食店業	料亭	78
	その他の設備工事			日本料理	
鉄道業	鉄道	61		大衆酒場、小料理	
道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62		外国料理	
	ハイヤー、タクシー			すし	
道路貨物運送業	貨物自動車	63		そば、うどん	
	その他の道路貨物運送			バー	
水運業	水運	64		キャバレー	
倉庫業	倉庫	65		喫茶	
放送・電信・電話業	放送	66		その他の飲食	
	電信・電話		旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79
電気供給業	電気供給	67		ラブホテル、モーテル	
ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68		ホテル、普通旅館	
その他の運輸、運輸附帯サービス、水道業	航空運輸	69		その他の旅館	
	運輸附帯サービス	農林業	農業	81	
	水道		林業		
対個人サービス業	洗濯	71	漁業、水産養殖業	漁業	82
	洗い張り、染物		金属鉱業	83	
	写真		石炭鉱業	84	
	理髪		原油・天然ガス鉱業	85	
	美容		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	浴場			その他の非金属鉱業	
	ソープランド		銀行・信託業	銀行	87
	駐車場			信用金庫	
	保育所、老人ホーム			信用組合	
	その他の対個人サービス			農業協同組合	
	広告			漁業協同組合	
対事業所サービス業	物品賃貸	72		その他の銀行・信託	
	情報サービス、興信所	その他の金融業	質屋	88	
	その他の対事業所サービス		貸金		
	映画館		その他の金融		
映画業	映画サービス	73	証券、商品取引業	証券、商品取引	89
	パチンコ	74	保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
娯楽業	ゴルフ場		不動産業	建売、土地売買	91
	運動施設			不動産代理仲介	
	その他の娯楽			その他の不動産	
その他のサービス業	土木建築サービス	75	その他の産業	教育	99
	医療保健			分類不能	
	医療関連サービス				
	廃棄物処理				
	その他のサービス				
自動車修理業	自動車修理	76			
その他の修理業	機械修理	77			
	電気機械修理				
	その他の修理				

4 稟特透明化法施行規則に掲げる表(以下「適用額明細書コード表」といいます。)の「租税特別措置法の条項」欄について

税制改正により、「法人税関係特別措置」について、租税特別措置法の条項番号が改正された場合であっても、その「法人税関係特別措置」の区分番号に変更がないときは、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正後の租税特別措置法(以下「新措置法」といいます。)の条項番号のみを掲載することとされています。

適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正前の租税特別措置法(以下「旧措置法」といいます。)の条項番号は掲載されていませんが、旧措置法の条項により「法人税関係特別措置」の適用を受けようとする場合であっても、適用額明細書の提出は必要ですのでご注意ください。この場合、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、新措置法の条項番号を記載してください。

(注) 従来、「法人税関係特別措置」の租税特別措置法の条項番号が改正された場合の「租税特別措置法の条項」欄については、改正前後の租税特別措置法の条項番号が併記されていましたが、平成27年度税制改正において、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄について規定の整備が行われ、新措置法の条項番号のみを掲載することとされました。

ただし、①廃止された法人税関係特別措置の旧措置法の条項番号及び②経過措置として「なおその効力を有する」と規定されている法人税関係特別措置の旧措置法の条項番号については、引き続き掲載されています。

III 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

別表一(一)次葉
平二十九・四・一以後終了事業年度等分

		事業	.	.	.	
別表一(一)次葉 「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。						
法 人 税 額 の 計 算						
中小法人等の場合	(1) の金額又は800万円 × $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48) の 15 % 相当額	52	
	(1) のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (48)	49	000	(49) の 23.4 % 相当額	53	
	所 得 金 額 (48) + (49)	50	000	法 人 税 額 (52) + (53)	54	
そ法の社	所 得 金 額 (1)	51	000	法 人 税 額 (51) の 23.4 % 相当額	55	
「48」欄						

中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第1号」※1又は「第42条の3の2第1項第2号」※2
- ② 「区分番号」欄：「00380」※1又は「00381」※2
- ③ 「適用額」欄：「48」欄の金額(円単位)

(注) 1 **適用額は、年800万円が上限となります。**

2 **別表一(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。**

※1 第42条の3の2第1項第1号(区分番号：「00380」)

普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等

※2 第42条の3の2第1項第2号(区分番号：「00381」)

一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に限る。)、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、政党法人、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合又はマンション敷地売却組合

人 税 額 の 計 算	申告前	課 税 留 保 金 額	62		法 人 税 額 の 計 算	課 税 標 準 法 人 税 額 (68) + (69)	70	000
	申告前	法 人 税 額	63			確 定 地 方 法 人 税 額	71	
	申告前	還 付 金 額	64	外		中 間 還 付 額	72	
	申告前	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (15 - 63)若しくは(15 + 64) 又は(64 - 71)	65	外 00		欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額	73	
この申告前	この申告により納付すべき 地 方 法 人 税 額 (71 - 72)若しくは(71 + 72 + 73) 又は((72 - 71) + (73 - (43の外書)))	66				この申告により納付すべき 地 方 法 人 税 額 (72 - 71)若しくは(72 + 73 - (43の外書))	74	00
	この申告前	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	67					

別表一(二)次葉

「35」欄又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

			事業 年度等	・	・	法人名		
法 人 税 額 の 計 算								
特例	(1) のうち 800万円相当額以下の金額 $800\text{万円} \times \frac{1}{12}$	35	000	(35) の 15 %	相 当 領	42		
税率の適用がある場合	(1) のうち年10億円相当額以下の金額 $99,200\text{万円} \times \frac{1}{12}$	36	000	(36) の 19 %	相 当 領	43		
	(1) のうち年10億円相当額を超える金額 $(1) - 10\text{億円} \times \frac{1}{12}$	37	000	(37) の 22 %	相 当 領	44		
	所 得 金 額 (35) + (36) + (37)	38	000	法 人 税 (42) + (43) + (44)	額	45		
上記	(1) の金額又は $800\text{万} \times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39) の 15 %	相 当 領	46		
以外の場合	(1) の相当額を超える金額 (1) - (39)	40	000	(40) の 19 %	相 当 領	47		
所	得 (39) +	「35」欄 特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第2項」 ② 「区分番号」欄：「00384」 ③ 「適用額」欄：「35」欄の金額(円単位) (注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書記載しないでください。</u>						
課 税 標	準 法 (27)	※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等						
法 人 税 額 の 計 算	この申告前年の還付	所 得 金 額 又 課 税 土地譲渡利益金額	52	方 法 人 税	申 告 し	確 定 地 方 法 人 税 額	59	
		「39」欄 公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)の法人税率の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第3号」 ② 「区分番号」欄：「00382」 ③ 「適用額」欄：「39」欄の金額(円単位) (注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u>						
		この申告により繰り戻す (11) - (53) 若し 又は(54) - (22)						00
		この申告の当期控除額						
		翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	57					

別表一(三)次葉

「40」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一(三)次葉
平二十九・四・一以後終了事業年度等分

		事 業 年 度 等	・	・	法 人	税 領	の	計 算	
(1) の 金 額 又 は 8 0 0 万 円 × $\frac{1}{12}$ 相 当 額 の う ち 少 な い 金 額	40	000	(10)	(11)	15	16	相 当 額	43	
(1) の う ち 年 8 0 0 万 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (1) - (40)	41	000	(11)	(19)	%	相 当 額	44		
所 得 金 額 (40) + (41)	42	000	法 人 (43) + (44)	税 領	45				
		地 方 法 人 税 領 の 計 算							
課 税 標 準 法 人 税 領 (30)	46	000	(46)	の	4.4	%	相 当 額	47	
「40」欄									
特定の医療法人が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合									
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第4号」 ② 「区分番号」欄：「00383」 ③ 「適用額」欄：「40」欄の金額(円単位)									
(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。									
法 人 税 額 の 申 告 前 の 領 付	所 得 金 額 又 は 付				人 税 額				
	課 税 土 地 譲 渡 和 付				人 税 額		中 間 還 付 額	57	
計 算 の 申 告 前 の 領 付	人 税 額	50			人 税 額		中 間 還 付 額	57	
	外				人 税 額		中 間 還 付 額	57	
「42」欄									
特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合									
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の2第1項」 ② 「区分番号」欄：「00395」 ③ 「適用額」欄：「42」欄の金額(円単位)									
(注) 別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。									
この申告による又は減少する(51)-(53)若し(51)-(53)	欠 損 金 又 の 当 期 控 除 額	53							
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	54							

別表一の三次葉

「44」又は「57」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の三次葉
平二十九・四・一以後終了事業年度等分

			事 業 年 度 等	・	・	法 人	税 領	の 計 算		
恒 久 的 施 設 帰 属 所 得 に 係 る 所 得 の 金 額 の 計 算	法 人 税 額	中 小 法 人 等 の 場 合	(1)の金額又は800万円× 12 相当額のうち少ない金額 (1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(44)	44	000	円 000	そ の 他 の 国 内	(12)の金額又は800万円× 12 相当額のうち少ない金額 (12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12)-(57)	57	円 000
		所 得 金 額 (44)+(45)	45	000	000		所 得 金 額 (57)+(58)	58	000	
		所 得 金 額 (1)	47	000	000	源 泉 所 得 に 係 る 所 得 の	所 得 金 額 (12)	59	000	
		(44)の15%相当額	48			額 の 計 算	(57)の15%相当額	60	000	
		(45)の23.4%相当額	49				(58)の23.4%相当額	61		
		法 人 税 額 (48)+(49)	50				法 人 税 額 (61)+(62)	62		
		「44」欄及び「57」欄						63		

中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第1号」
② 「区分番号」欄：「00380」
③ 「適用額」欄：「44」欄及び「57」欄の金額の合計(円単位)
(注) 1 <u>適用額は、「44」欄及び「57」欄それぞれ年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一の三「1」欄が「0」又はマイナス、かつ、「12」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。</u>

計算等	計 算	法人税額から控除した金額 (7)	55		計 算 等	その他の国内源泉所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (65)-(66)	67	
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (54)-(55)	56					

この申告が修正申告である場合の計算									
恒 久 的 施 設 の 額 の 計 算 に よ る 等	法 人 税 額	こ の 申 告 前 の 所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	68	円 000	そ の 法 の 係 る 其 他 の 税 の 得 の 國 の 内 金 額 計 算 に 算 得 る 等	こ の 申 告 前 の 所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	71	円 000	
		こ の 申 告 前 の 欠 損 金 額 の 当 期 控 除 額	69			こ の 申 告 前 の 欠 損 金 額 の 当 期 控 除 額	72		
		こ の 申 告 前 の 欠 損 金 額 の 当 期 控 除 額 又 は 災 害 損 失	70			こ の 申 告 前 の 欠 損 金 額 の 当 期 控 除 額 又 は 災 害 損 失	73		
		こ の 申 告 前 の 法 人 税 額	74			この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (29)-(74)若しくは((29)+(75))又は((75)-(33))	76	外 00	
		こ の 申 告 前 の 還 付 金 額	75	外					

地 方 法 人 税 额 の 計 算									
課 稅 標 準 法 人 税 額 (35)	77	円 000	(77)の4.4%相当額	78	円 000				

この申告が修正申告である場合の計算									
この申告前の課税標準法人税額	79	円 000	こ の 申 告 前 の 欠 損 金 額 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額	82	円 000				
この申告前の確定地方法人税額	80		こ の 申 告 に よ り 納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額 ((40)-(80))若しくは((40)+(81)+(82)) 又は(((81)-(41))+(82)-(41の外書)))	83					00
この申告前の中間還付額	81								

別表六(六)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

控除対象試験研究費の額の計算	試験研究費の額	1	円	平開成始年する4事月業1年日度の計算	(12) > 5 % の場合 $\frac{9}{100} + ((12) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	13
	同上のうち特別試験研究費以外の額	2			(12) ≤ 5 % の場合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (12)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)	14
	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3				
	控除対象試験研究費の額 (2)+(3)	4			税額控除割合 (13)又は(14) (10)=0の場合は0.085)	15
	平均売上金 (別表六(十)「5」)		円	税額控除限度額 (4)×((9)又は(15))	16	

「22」欄

試験研究費の総額に係る税額控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第42条の4第1項」

※1又は「第42条の4第1項」※2

② 「区分番号」欄：「00563」※1又は「00595」※2

③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

税額控除割合の計算	平開成始年する4事月業1年日度の前場に合	(6) ≥ 10 % の (6) < 10 % の (6) × 0.2 + $\frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	8	当期税額基準額 (17) × (0.25又は(0.25+(18)))	19
	税額控除割合 (7)又は(8)	9		当期税額控除可能額 (16)と(19)のうち少ない金額)	20
税額控除割合の計算	平開成始年する4事月業1年日度の後場に合	増減試験研究費の額 (別表六(十)「10」)	10	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の①」)	21
	増減試験研究費割合 $\frac{(11)}{(10)}$	11		法人税額の特別控除額 (20)-(21)	22

別表六(七)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(七)

平二十九・四・一以後終了事業年度分

御注意

注42 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一割合以上を大規模法人に所有されるた場合の法人税額の特別控除の規定の適用はありませんので、御注意ください。
 (裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の規定の適用はありませんのは、租税特別措置法第42条の4第2項又は第42条の4第3項又は第42条の4第2項(区分番号:「00564」)又は第42条の4第3項(区分番号:「00596」)の適用がござります。

試験研究費の額		1	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	10	円
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2	当期税額基	平均売上金額 (別表六(十)「5」)	11	
	(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象特別試験研究費	「18」欄				
控除対象試験研究費 (2)+(3)				中小企業技術基盤強化税制を適用している場合		
				① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成29年旧措置法第42条の4第2項」 ※1又は「第42条の4第3項」※2 ② 「区分番号」欄:「00564」※1又は「00596」※2 ③ 「適用額」欄:「18」欄の金額		
				※1 平成29年旧措置法第42条の4第2項(区分番号:「00564」) 平成29年4月1日前に開始した事業年度		
				※2 第42条の4第3項(区分番号:「00596」) 平成29年4月1日以後に開始した事業年度		
増減試験研究費 (別表六(十)「10」)						
増減試験研究費の額 (1)-(5)		6	計	当期税額基準額 (10)×(0.25、(0.25+(13))又は(14))	15	円
増減試験研究費割合 (6) (5)		7		当期税額控除可能額 (9)と(15)のうち少ない金額)	16	
税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17とし、0.12未満の場合又は(5)=0の場合は0.12とする。)		8		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の②」)	17	
中小企業者等税額控除限度額 (4)×((8)又は0.12)		9	円	法人税額の特別控除額 (16)-(17)	18	

法 0301-0607

別表六(八)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(八)
平二十九・四・一以後終了事業年度分

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業 年 度	・ ・ ・	法人名		
特 別 試 験 研 究 費 の 額 (13の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	6	円	
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(六)「3」)又は(別表六(七)「3」)	2		当期税額基準額 $(6) \times \frac{5}{100}$	7		
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3		当期税額控除可能額 ((5)と(7)のうち少ない金額)	8		
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(4)のうち少ない金額)	4		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の③」)	9		
特 別 研 究 税 額 控 除 限 度 額 $(4) \times \frac{30}{100} + ((3) - (4)) \times \frac{20}{100}$	5		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (8)-(9)	10		
特別試験研究費の額の明細						
措法第42条の4第6項各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容	特別試験研究費の額				
11	12	13				
第1号・第2号						
第1号・第2号						
第1号・第2号		「10」欄 特別試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第6項」 ② 「区分番号」欄：「00565」 ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額				
第1号・第2号						
	計					
同上のうち(11)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	14					

法 0301-0608

別表六(九)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

御注意 〔比較試験研究費の額3〕が零の場合には、〔増加試験研究費割合6〕は記載せず、試験研究費の増加額に係る税額控除限度額9には、〔5×7〕として計算した金額を記載してください。	試験研究費の額	1	円	平均売上金額 (別表六(十)「5」)	12	円
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	2	平均売上金額の10%相当額 $(12) \times \frac{10}{100}$	13		
	比較試験研究費の額 (別表六(十)「10」)	3	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (13)	14		
	基準試験研究費の額 (別表六(十)「11」)	4	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(12)}$	15		
	増加試験研究費の額 (1) - (3) ((1) ≤ (4) の場合は 0)	5	超過税額控除割合 $((15) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	16		
	増加試験研究費割合 $\frac{(5)}{(3)}$	6	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (14) × (16)	17	円	
	試験研究税額の控除増加割額合 (6) ≥ 30 % の場合	7	平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第42条の4 第7項」 ② 「区分番号」欄 : 「00012」 ③ 「適用額」欄 : 「22」欄の金額	18		
	試験研究税額の控除増加割額合 (6) < 30 % の場合	8	((17)と(18)のうち少ない金額)	19		
	試験研究費の増加額に係る税額控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「平成29年旧措置法第42条の4第4項第1号」 ② 「区分番号」欄 : 「00486」 ③ 「適用額」欄 : 「22」欄の金額	10	額控除可能額 金額又は(19)の金額	20		
	除	当期税額控除可能額 ((9)と(10)のうち少ない金額)	人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の④」)	21		
	当期税額控除可能額 ((9)と(10)のうち少ない金額)	11	法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22		

法 0301-0609

別表六(九)
平二十九・四・一以後終了事業年度分

別表六(十一)

「17」又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(十一)
平二十九・四・一以後終了事業年度分

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

御注意

2 1 御 注意
エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等に充てることで、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有している法人については適用がありませんので、御注意ください。
エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等に充てることで、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有している法人については適用がありませんので、御注意ください。

措法第42条の5第1項各号の該当号 (旧措法第42条の5第1項各号の該当号)		1	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	平···	平···	平···	平···	平···
事業の用に供した年月日		7	平···	平···	平···	平···	平···
「17」欄		8	円	円	円	円	円

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の5第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00296」
- ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額

除額の計算

取 得 金 額 の 合 計 額 (10)の合計)	11	円	差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (14) - (15)	18	円
税額控除限度額 (11) × $\frac{7}{100}$	12		繰越税額控除限度超過額 (24の計)	19	
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	13		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額)	20	
当期税額基準額 (13) × $\frac{20}{100}$	14		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑤」)	21	
当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15		当期繰越税額控除額 (20) - (21)	22	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑥」)	16		法人税額の特別控除額 (17) + (22)	23	
当期税額控除額 (15) - (16)	17				

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前 期 繰 越 額 又 は 當 期 積 除 限 度 額 「22」欄	當 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 額 (24) - (25)
平 · ·			
平 · ·			
平 · ·			
平 · ·			
計			
当 期 分	(12)	(15)	外
合 計			
機械設備等の概要			

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除
(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の5第3項」
- ② 「区分番号」欄：「00297」
- ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

別表六(十二)

「16」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(十二)

平二十九・四・一以後終了事業年度分

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

御注意

措法第42条の6第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分	事業年度	第1号 特定生産性向上設備等	第2号 特定生産性向上設備等	第3号 特定生産性向上設備等	第4号 特定生産性向上設備等
------------------------------------	------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

2 1 御資本意金の額又は出資金の額又は出資の額が三千万円を超える中小企業者が取得又は製作した特定機械装置等(特定生産性向上設備等に該当するもの)に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、

事業種目	種類	「22」欄	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(特定生産性向上設備等の場合)を適用している場合
資産区分	機械装置等の名稱		① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成29年旧措置法第42条の6第4項」
	取得年月		② 「区分番号」欄:「00492」
	指定事業の用に供した年月		③ 「適用額」欄:「22」欄の金額
取	取得価額又は製作価額		

「16」欄	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(特定生産性向上設備等以外のもの場合)を適用している場合	額の計算
		額控除可能額(9)のうち少ない金額) 20

当期生産性向上設備等以外のもの	税額控除限度額 $(10) \times \frac{7}{100}$	11	期分	性向上設備等 調整前法人税額超過構成額(別表六(二十七)「7の⑨」)	21
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別紙一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	12		当期税額控除額 (20) - (21)	22
	当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100}$	13		差引当期税額基準額残額 (13) - (14) - (20) - (別表六(二十一)「14」) - (別表六(二十二)「15」)	23
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額)	14		繰越税額控除限度超過額 (29の計)	24
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑧」)	15		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (23)と(24)のうち少ない金額)	25
	当期税額控除額 (14) - (15)	16		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑦」)	26
分	取得価額の合計額 (9)のうち特定生産性向上設備等に係る額の合計額)	17		当期繰越税額控除額 (25) - (26)	27
	税額控除限度額 $(17) \times \frac{7\text{又は}10}{100}$	18		法人税額の特別控除額 (16) + (22) + (27)	28
	当期税額基準額残額 (13) - (14)	19			

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (29) - (30)
--------------	----------------	---------	----------------------

「27」欄	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合	1
平	・・・	①
平	・・・	②

計	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合	円
当期分	① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の6第3項」	
	② 「区分番号」欄:「00044」	

当期分計	③ 「適用額」欄:「27」欄の金額	
合計		

機械装置等の概要

別表六(十三)

「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(十三)
平二十九・四・一以後終了事業年度分

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業 年 度	· · ·	法人名		
措法第42条の9第1項の表の各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事 業 種 目	2					
資 産 区 分	種 類	3				
	構造、設備の種類又は区分	4				
	細 目	5				
取 得 年 月 日	6	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·
事業の用に供した年月日	7	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·
取得 価 額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改定取得価額 (8)-(9)	10				
法人税額の特別控除額の計算						
当 期 分	取得価額の合計額 (10)の合計)	11	円	前 期 線 越 分	差引当期税額基準額残額 (15)-(16)	19
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			繰越税額控除限度超過額 (25の計)	20
	税額控除限度額 (11)-(12) × $\frac{15}{100}$ + (12) × $\frac{8}{100}$	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額)	21
	調整前法人税額 (別表一(一)[2]、別表一(二)[2] 別表一(三)[2]又は別表一の三[2] 若しくは[13])	14			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)[7の⑩])	22
	当期税額基準額 (14) × $\frac{20}{100}$	15			当期繰越税額控除額 (21)-(22)	23
	当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16			法人税額の特別控除額 (18)+(23)	24
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)[7の⑪])	17				
	当期税額控除額 (16)-(17)	18				
翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	25		当期控除可能額	翌期 繰 越 額 (25)-(26)	27
平 · ·				26		
平 · ·					外	円
平 · ·					外	
平 · ·					外	
平 · ·					外	
平 · ·					外	
平 · ·					外	
平 · ·					外	
平 · ·					外	
計				(21)		
当期分	(13)			(16)	外	
合計						
機械設備等の概要						

P27参照

別表六(十三)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1欄が「第1号」）	第42条の9第1項第1号	00493	「18」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1欄が「第2号」）	第42条の9第1項第2号	00494	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1欄が「第3号」）	第42条の9第1項第3号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1欄が「第4号」）	第42条の9第1項第4号	00496	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1欄が「第5号」）	第42条の9第1項第5号	00497	

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	「第42条の9第2項(同条第1項第1号から第5号まで)」又は「平成26年旧措置法第42条の9第2項(同条第1項第1号から第5号まで)」	00411	「23」欄の金額

別表六(十五)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			事業年度	・	・	法人名				
国家戦略特別区域の名称			1							
措法第42条の10第1項各号の該当号			2	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号		
特定事業の内容			3							
資産区分	種類	4								
	構造、設備の種類又は区分	5								
	細目	6								
	取得年月日	7	平・・・	平・・・	平・・・	平・・・	平・・・	平・・・		
特定事業の用に供した年月日			8	「19」欄 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第2項」 ② 「区分番号」欄：「00507」 ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額						
取得価額	取得価額又は製作価額	9								
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10								
	差引改定取得価額 (9)-(10)	11								
法人税額の特別控除額の計算										
取得価額の合計額 (11)の合計)			12	円	当期税額基準額 (15) × $\frac{20}{100}$	16	円			
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額			13				当期税額控除可能額 (14)と(16)のうち少ない金額)	17		
税額控除限度額 (12)-(13) × $\frac{15}{100}$ + (13) × $\frac{8}{100}$			14				調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の②」)	18		
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)			15	法人税額の特別控除額 (17)-(18)			19			
機械設備等の概要										

法 0301-0615

別表六(十六)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	・	・	法人名						
国際戦略総合特別区域の名称		1									
措法第42条の11第1項各号の該当号		2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号				
特 定 国 際 戰 略 事 業 の 内 容		3									
資 産 区 分	種 類	4									
	構 造、設 備 の 種 類 又 は 区 分	5									
	細 目	6									
	取 得 年 月 日	7	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·				
取 得 価 額	特 定 国 際 戰 略 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	8	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·				
	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	9	円	円	円	円	円				
	法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	10									
	差 引 「19」欄										
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合		計算									
取 得	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第2項」		準 額		円						
	② 「区分番号」欄：「00301」					16					
	③ 「適用額」欄：「19」欄の金額										
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額		13	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14)と(16)のうち少ない金額)		17						
税 額 控 除 限 度 額 (12)-(13)× $\frac{12}{100}$ +(13)× $\frac{6}{100}$		14	調整前法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十七)「7の⑬」)		18						
調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)		15	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (17)-(18)		19						
機 械 設 備 等 の 概 要											

法 0301-0616

別表六(十七)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事 業 年 度	・ · ·	法 人 名	
------------	-------	-------	--

促 進 区 域	1					
承 認 地 域 経 済 牽 引 事 業 の 内 容	2					
資 産 区 分	種 類 「18」欄					
	構 造 、 設 備 の 種 類 又 は 区 分	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合				
	細	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の2 第2項」 ② 「区分番号」欄：「00599」 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額				
取 得 年 月 日	6	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·	平 ·	平 · ·
承 認 地 域 経 済 牽 引 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·	平 ·	平 · ·
取 得 価 額	8	円	円	円	円	円
法 人 税 法 上 の 壓 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	9					
差 引 改 定 取 得 価 額 (8) - (9)	10					
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算						
取 得 価 額 の 合 計 額 (10)の合計)	11	円	当 期 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15	円	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16		
税 額 控 除 限 度 額 $((11) - (12)) \times \frac{4}{100} + (12) \times \frac{2}{100}$	13		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十七)「7の⑩」)	17		
調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	14		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (16) - (17)	18		
機 械 設 備 等 の 概 要						

別表六(十七)
平二十九
● ● 以後終了事業年度分

法 0301-0617

別表六(十八)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業 年 度	・ ・ ・	法 人 名		
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日	1	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·
計画の区分及び事業実施地域	2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資産区分	種類	3				
	構造又は区分	4				
	細目	5				
分	取得年月日	6	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·
	事業の用に供した年月日	7	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·
取 得 価 額	取 得 価 額	8	円	円	円	円
法 人 税 額	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9	「18」欄			
額	差引改定取得価額 (8)-(9)	10	地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の3第2項」 ② 「区分番号」欄：「00570」 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額			
	法人税					
取 得 価 額 の 合 計 額 (10)の合計)	取 得 価 額 の 合 計 額 (10)の合計)	11	円	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15	円
同上のうち移転型計画に係る額	同上のうち移転型計画に係る額	12		当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16	
税額控除限度額 $((11)-(12)) \times \frac{4}{100} + (12) \times \frac{7}{100}$	税額控除限度額 $((11)-(12)) \times \frac{4}{100} + (12) \times \frac{7}{100}$	13		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の15」)	17	
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」)	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」)	14		法人税額の特別控除額 (16)-(17)	18	
建 物 等 の 概 要						

法 0301-0618

別表六(十九)

「14」、「27」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定の地域において雇用者の数が増加した場合 の法人税額の特別控除に関する明細書		事業 年 度	・ ・ ・	法 人 名	
当期の開始日の前日における雇用者の数 (別表六(十九)付表「3の①」-「4の①」)	人	調整基準雇用者数	7	人	
基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5の①」) (マイナスの場合は0)		「14」欄			
基準雇用者割合 (2) (1)		特定の地域において雇用者の数が増加した場合の特別控除(特定地域基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の12第1項」 ② 「区分番号」欄:「00588」 ③ 「適用額」欄:「14」欄の金額			
給与等支給額 (別表六(十九)付表「14」)	4	円	当期税額基準額 $(10) \times \frac{10\text{又は}20}{100}$	11	
比較給与等支給額 (別表六(十九)付表「22」)	5		当期税額控除可能額 (9)と(11)のうち少ない金額)	12	
特定地域基準雇用者数 (別表六(十九)付表「2の④」と「5の④」のうち少ない数) (マイナスの場合は0)	6	人	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑯」)	13	
			当期税額控除額 (12)-(13)	14	
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項					
認定年月日	平・・	事業実施地域			
地方事業所基準雇用者数に係る計算		地方事業所特別基準雇用者数に係る計算			
計画の区分	拡充型・移転型	基準年度		平・・	平・・
地方事業所基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5の⑦」) (マイナスの場合は0)	15	人	地盤 方と 事な	平・・ 平・・	人 28
「37」欄	控除対象地 (2)と(1) 控除対象 (16)と別 のうち少 ない金額 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の12第3項」 ② 「区分番号」欄:「00572」 ③ 「適用額」欄:「37」欄の金額				
当期税額控除額 ※ 1 ※ 2	非特定新規雇用者超過数 (別表六(十九)付表「11」)	19	数用 の者 基 数	平・・ 平・・	31
「27」欄	0.1又は(1)=0の場合	円			32
特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成29年旧措置法第42条の12第2項」※1又は「第42条の12第2項」※2 ② 「区分番号」欄:「00571」※1又は「00600」※2 ③ 「適用額」欄:「27」欄の金額					
※1 平成29年旧措置法第42条の12第2項(区分番号:「00571」) 平成29年4月1日前に開始した事業年度					
※2 第42条の12第2項(区分番号:「00600」) 平成29年4月1日以後に開始した事業年度					
算	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑯」)	26	算	(別表六(二十七)「7の⑯」)	
	当期税額控除額 (25)-(26)	27		当期税額控除額 (35)-(36)	37
法人税額の特別控除額 (14)+(27)+(37)					38

別表六(十九)
平二十九・四・一以後終了事業年度分

別表六(二十)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(二十)
平二十九・四・一以後終了事業年度分

事業年度	：	：	法人名	
特 定 寄 附 金 の 領 の 合 計 額 (19の計)	1	円	調 整 前 法 人 税 額 (6)	11
税 頓 控 除 基 準 額 (1) × $\frac{20}{100}$	2	円	法 人 税 額 調 整 加 算 額 ((別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」) + 別表六(二十八)「31」)	12
差 引 税 頓 控 除 基 準 額 残 額 (2) - (18)	3	円	法 人 税 額 の 計 算 の 調 整 基 礎 と た 算 中小企業者等以外の法人((別表六(十一)「15」+「20」) + (別表六(十二)「14」+「20」+「25」) + (別表六(十三)「16」+「21」) + 別表六(十四)「4」 + (別表六(二十一)「14」+「19」) + (別表六(二十二)「15」+「20」) + (別表六(二十五)「20」+「25」) + 別表六(二十六)「10」)	13
特 定 寄 附 金 基 準 額 (1) × $\frac{10}{100}$	4	円	中 小 企 業 者 等 (別表六(七)「16」+別表六(八)「8」+別表六(九)「20」+別表六(十一)「15」+「20」) + (別表六(十二)「14」+「20」+「25」) + (別表六(十三)「16」+「21」) + 別表六(十四)「4」 + (別表六(十七)「16」+別表六(十八)「16」+別表六(十九)「12」+「25」+「35」) + (別表六(二十一)「14」+「10」) + (別表六(二十二)「15」+「20」) + (別表六(二十三)「20」+別表六(二十四)「16」+別表六(二十五)「20」+「25」) + (別表六(二十六)「10」)	14
税 頓 控 除 限 度 額 ((3) と (4) のうち少ない金額)	5	円	計 (12) - ((13) 又は (14))	15

「10」欄

当 期 税 頓 控 除 可 能 額 (5) と (7) のうち少ない金額)	8	の 計 算 の 計 算	控 除 対 象 個 别 帰 属 調 整 額 等	16
調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十七)「7の⑯」)	9	計	住 民 税 頓 控 除 額 の 計 算 の 基 礎 と な る 法 人 税 額 (15) - (16) ((12) > ((15) - (16)) の場合は (12))	17
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (8) - (9)	10	算	住 民 税 頓 控 除 額 (17) × $\frac{2.58 \text{ 又は } 1.4}{100}$	18

特 定 寄 附 金 に 関 す る 明 細

寄 附 し た 年 月 日	寄 附 先	ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 寄 附 活 用 事 業 の 内 容	特 定 寄 附 金 の 額 19
平 . .			円
平 . .			
平 . .			
計			

別表六(二十一)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

御注意

小合
資本
企業者
の判定
欄に記載して
判定して
ください。
（出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所用されている法人についても、この制度の適用がありません。）

事業年度	：	：	法人名	
経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称	1			
事業種目	2			
種類	3			
設備の名称	4			
取得年月日	5	平 · ·	平 · ·	平 · ·
指定事業の用に供した年月日	6	平 · ·	平 · ·	平 · ·
取得価額又は製作価額	7	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8			
差引改定取得価額 (7)-(8)	9			

「16」欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の3第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00448」
 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

期	別表一(三)「2」又は別表一の三「2」 若しくは「13」)	12	縫 越 分	額 の 計 算	
				額基準額	残額
当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$ - (別表六(十二)「14」+「20」)	13			表六(十二)「25」 二十二)「15」)	17
当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額)	14			除限度超過額 (の計)	18
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の②」)	15				
当期税額控除額 (14)-(15)	16			当期縫越税額控除額 (19)-(20)	21
				法人税額の特別控除額 (16)+(21)	22

翌期縫越税額控除限度超過額

の計算

事業年度又は連結事業年度	前期縫越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期縫越額 (23)-(24)
		24	25

「21」欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの縫越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の3第3項」
 ② 「区分番号」欄：「00449」
 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

当期分	(11)	(14)	外
合計			
設備の概要			

別表六(二十二)

「17」欄又「22」はに記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事 業 年 度	・ · ·	法 人 名	
---------	-------	-------	--

御注意

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であつても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、

「17」欄

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の4 第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00603」
 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額

取 得 価 额 又 は 製 作 価 额	7	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8			
差引改定取得価額 (7) - (8)	9			

法人税の特別控除額の計算

取 得 価 额 の 合 計 (9)の合計	10	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
同上のうち特定中小企業者等に係る額	11	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の4 第3項」 ② 「区分番号」欄：「00604」 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額
税額控除限度 $((10) - (11)) \times \frac{7}{100} + (11) \times \frac{100}{100}$	12	
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	13	繰 越 分 同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額)
当期税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100} - (別表六(十二)「14」 + 「20」) - (別表六(二十一)「14」)$	14	20 調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の㉚」)
当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15	21 当期繰越税額控除額 (20) - (21)
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の㉚」)	16	22 法人税額の特別控除額 (17) + (22)
当期税額控除額 (15) - (16)	17	23

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額 24	当 期 控 除 可 能 額 25	翌 期 繰 越 額 (24) - (25) 26
平 · ·	円	円	
平 · ·			外 円
平 · ·			
計		(20)	
当 期 分	(12)	(15)	外
合 計			
機 械 設 備 等 の 概 要			

別表六(二十三)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	・	・	法人名		
調整給前増雇用額の給与計等算	雇用者給与等支給額	1	円	調整前税額控除限度額 $(11) \times \frac{10}{100}$ $((6) \leq (7) \text{ の場合は } 0)$	12	円	
雇用者	基準雇用者給与等支給額 (26)	2		税額控除加算基準額 (((1)-(5))と(11)のうち少ない金額)	13		
の	調整前雇用者給与等支給增加額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3		中以 小外 企 業 者 等 人 の 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	税額控除加算額 $(13) \times \frac{2}{100}$	14	
	増加促進割合 (3) (2)	4		税額控除限度額 (12)又は((12)+(14)) ((1)<(5)の場合又は(9)<0.02若しくは(7)=0の場合は0)	15		
	比較雇用者給与等支給額 (30)	5	円	税額控除加算額 $(13) \times \frac{12}{100}$ ((9)<0.02又は(7)=0の場合は0)	16		
	平均給与等支給額 (36の①)	6		税額控除限度額 (12)又は((12)+(16)) (1)<(5)の場合は0)	17		
	比較平均給与等支給額 (36の②)	7		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	18		
	平均給与等支給増加額 (6)-(7) (マイナスの場合は0)	8		当期税額基準額 $(18) \times \frac{10}{100}$ 又は $\frac{20}{100}$	19		
	平均給与等支給増加割合 (8) (7)	9		当期税額控除可能額 (((15)又は(17))と(19)のうち少ない金額)	20		
	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十三)付表「7」)	10	円	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の④」)	21		
	雇用者給与等支給増加額 (3)-(10) (マイナスの場合は0)	11		法人税額の特別控除額 (20)-(21)	22		
基準雇用者給与等支給額の計算							
基準事業年度又は基準連結事業年度等	国内雇用者に対する給与等の支給額		適用年度の月数 (23)の基準事業年度又は基準連結事業年度等の月数		基準雇用者給与等支給額 (24)×(25)		
23	24		25		26		
平	・	・	円	――	円		
平	・	・					
比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額							
前事業年度又は前連結事業			雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合				
27			① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第42条の12の4第1項」※1又は「第42条の12の5第1項」※2				
平	・	・	② 「区分番号」欄：「00450」※1又は「00605」※2				
平	・	・	③ 「適用額」欄：「22」欄の金額				
平均給与等			※1 平成29年旧措置法第42条の12の4第1項(区分番号:「00450」) 平成29年4月1日前に開始した事業年度				
雇用者給与等支給額			※2 第42条の12の5第1項(区分番号:「00605」) 平成29年4月1日以後に開始した事業年度				
同上のうち一般被保険者である継続者に係る金額	32						
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	33						
継続雇用者給与等支給額 (32)-(33)	34						
月別支給対象者の合計数	35	人			人		
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{34}{35}$	36	円			円		

「22」欄

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第42条の12の4第1項」※1又は「第42条の12の5第1項」※2
 ② 「区分番号」欄：「00450」※1又は「00605」※2
 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

※1 平成29年旧措置法第42条の12の4第1項(区分番号:「00450」)

平成29年4月1日前に開始した事業年度

※2 第42条の12の5第1項(区分番号:「00605」)

平成29年4月1日以後に開始した事業年度

同上のうち一般被保険者である継続者に係る金額	32		
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	33		
継続雇用者給与等支給額 (32)-(33)	34		
月別支給対象者の合計数	35	人	人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{34}{35}$	36	円	円

別表六(二十四)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

事業種目	1						
種類	2						
構造、設備の種類又は区分	3						
細目	4						
取得年月日	5	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·
事業の用に供した年月日	6	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8						
差引改定取得価額 (7) - (8)	9						

法人税額の特別控除額の計算

取 得 価 額 の 合 計 額 (9)の合計)	10	円	調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、 11)	17	円
----------------------------	----	---	---	----	---

「21」欄

同上のうち建物及び構築物	① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成28年旧措置法第42条の12の5第7項」
	② 「区分番号」欄：「00517」
(10)のうち(6)が特別であるものに	③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

同上のうち建物及び構築物に係る額	13		当期税額控除可能額 (16)と(18)のうち少ない金額)	19	
税額控除限度額の計算 外の定期期間以分 ((10) - (11)) - ((12) - (13)) $\times \frac{4}{100} + ((11) - (13)) \times \frac{2}{100}$	14		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑥」)	20	
特定定期間分 ((12) - (13)) $\times \frac{5}{100} + (13) \times \frac{3}{100}$	15		法人税額の特別控除額 (19) - (20)	21	
税額控除限度額 (14) + (15)	16				

機械設備等の概要

--	--	--	--

別表六(二十四)
平二十九・四・一以後終了事業年度分

別表八(一)

「12」若しくは「25」欄に記載がある場合又は「38」欄に「特定株式投信」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業 年 度	・	・	法人名
--------------	---	---	-----

御注意

2 1

定租

式税28

投特

信別

欄に

と置

は、

記法

載第

貸借

し、

67

借對

の照

39

6

表

「第

及1

計

上

に

40

規れ

てす

い

る

各

欄

は

記

載

式却

す

る

資

備

必

要

は

の

收

益

の

分

せん

め

の

配

の

額

が

積

立

る

金

の

額

を

含

め

ま

す。

そ

の

特

定

株

式

投

資

信

託

に

つ

い

て

は

「

非

支

配

目

的

株

式

等

別表八(一)

平二十九・四・一以後終了事業年度分

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合

基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合

完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	1	円	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	14	円
受取配当等の額 2			受取配当等の額 (34の計)	15	

「12」又は「25」欄

保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の7第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00583」
- ③ 「適用額」欄：「12」又は「25」欄の金額

※ 非支配目的株式等に係る受取配当等の額がある場合には「12」又は「25」欄を記載することになりますが、本特例は、保険業法第3条第1項又は第185条第1項に規定する免許を受けて保険業を行う法人を対象としているものですので、当該法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。

計 算 等	(30の計)	9		等 算 計	負債利子等の額 (21) (20) (小数点以下3位未満切捨て)	控除割合 (22)
	受取配当等の額から控除する 負債利子等の額 (7) × (9) (8)	10			受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)	円 23
	その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	11			その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	24
	非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)	12			非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)	25
	受取配当等の益金不算入額 (1) + (2) - (10) + (11) × 50% + (12) × (20%又は40%)	13			受取配当等の益金不算入額 (14) + ((15) - (23)) + (24) × 50% + (25) × (20%又は40%)	26

当年度実績による場合の総資産価額等の計算

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額	期末関連法人株式等の帳簿価額
	27	28	29	30
前期末現在額				
当期末現在額				

計

受取配当等の額の明細

完全子法人株式等	法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額 31
			:	円

「38」欄

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の6第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00278」

③ 「適用額」欄：「38」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の「43」欄の金額の合計額

その他株式等	法人名	本店の所在地	又取配当等の額 35	される金額 36	不算入の対象となる金額 (35) - (36) 37
			円	円	円

計

非支配目的株式等	法人名又は銘柄	本店の所在地	基準日 38	保有割合 39	受取配当等の額 40	左のうち益金の額に算入される金額 41	益金不算入の対象となる金額 (41) - (42) 43
			・	・		円	円
			・	・			

計

別表十(一)

「9」又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(3)

沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は第2項の区分 〔第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区)〕	1	第1号所	所得金額仮計 (別表四「25の①」)	5	円
			第2号	第3号	第4号	第5号
設立年月日	2	平・	計算	所得基準額 (7) × $\frac{40}{100}$	8	人
			特別	特別控除額 (8)	9	
			特別	経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数	10	人
			特別	時使用する従業員の総数	11	
事業種目	4	計算	の場合	従業員割合 (10)/(11)	12	
				特別控除額 (5) × $\frac{40}{100} \times (12)$	13	円

法 0301-1001

「9」欄

沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例を適用している場合(1欄が「第2号」)

- ① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第60条第1項第2号」
- ② 「区分番号」欄 : 「00425」
- ③ 「適用額」欄 : 「9」欄の金額

「13」欄

沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合(1欄が「第2項」)

- ① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第60条第2項」
- ② 「区分番号」欄 : 「00544」
- ③ 「適用額」欄 : 「13」欄の金額

 別表十(一)
 平二十九・四・一以後終了事業年度分

別表十(二)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(3) 国家戦略特別区域における指定法人の所得又は
連結所得の特別控除に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

国家戦略特別区域の名称	1		所得金額 （別表四「25の①」又は別表四の 二「33の①」）	5
設立年月日	2	平 .. .	軽減対象所得金額又は 軽減対象連結所得金額	6
指定法人としての指定を受けた日	3	平 .. .	(5)と(6)のうち少ない金額	7
特定事業の内容	4		特別控除額 $(7) \times \frac{20}{100}$	8

法 0301-1002

「8」欄

国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例
を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00594」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

別表十(三)

「16」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①
⑥探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十
(三)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書									
準備金の名称	1								円
当期積立額	2								円
取引基準額の計算	3								
所得基準額の計算	4								
「16」欄	5								
積立限度額の計算	6								
積立限度額	7								
積立限度	(2) - (1)								
積立事業年度									
：	：								
：	：								
当期分									
計		円		円		円		円	

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第1項」※1、「第58条第9項」※2
又は「第58条第2項」※3
② 「区分番号」欄：「00203」※1、2又は「00482」※3
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

※1 第58条第1項(区分番号：「00203」)
探鉱準備金の損金算入(※2に該当するもの以外)※2 第58条第9項(区分番号：「00203」)
探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)※3 第58条第2項(区分番号：「00482」)
海外探鉱準備金の損金算入

「43」欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条第1項」※1又は「第59条第2項」※2
② 「区分番号」欄：「00205」※1又は「00483」※2
③ 「適用額」欄：「43」欄の金額

※1 第59条第1項(区分番号：「00205」)
新鉱床探鉱費の特別控除※2 第59条第2項(区分番号：「00483」)
海外新鉱床探鉱費の特別控除

II 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書									
探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱費 当期の探鉱用機械設備の償却額								
(29)のうち国内の新鉱床探									
(29)のうち海外の新鉱床探									
(30)の額を超える探益金算入基									
探鉱費基	(29)又は((31)-(32)) (マイナスの場合は0)								
準基準額の計算	3年又は5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	34							
任意取崩し等の場合の益金算入額 (26の計)	35								
益金算入基準額	(34)+(35)	36							
特 别 控 除 額	(33)、(36)と(42)のうち少ない金額)								

別表十(四)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(3) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額
に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は
益金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名 ()
----------------------	---	---	------------

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算

日本船舶・船員 確保計画の認定日	1 平 · ·	認定計画に記載 された計画期間	2 平 · ·	準日本船舶につき 国土交通大臣の 確認を受けた日	3 平 · ·
---------------------	---------	--------------------	---------	--------------------------------	---------

日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算

一日 当 た り 利 益 金 額 の 計 算	日本船舶の名称	4							
	日本船舶の純トン数	5	トン						
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6							
	((6)× $\frac{1}{100}$ ×120円)又は((6)× $\frac{1}{100}$ ×180円)	7	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち1,000トンを超える10,000トン以下の純トン数	8	トン						
	((8)× $\frac{1}{100}$ ×90円)又は((8)× $\frac{1}{100}$ ×135円)	9	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち10,000トンを超える25,000トン以下の純トン数	10	トン						
	((10)× $\frac{1}{100}$ ×60円)又は((10)× $\frac{1}{100}$ ×90円)	11	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数	12	トン						
	((12)× $\frac{1}{100}$ ×30円)又は((12)× $\frac{1}{100}$ ×45円)	13		円	円	円	円	円	円
	日本船舶の一日当たり利益金額 (7)+(9)+(11)+(13)	14							
	日本船舶の持分比率	15							
	日本船舶の稼動日数	16							
	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14)×(15)×(16)	17	円	円	円	円	円	円	円

「20」欄

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額
の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00484」
- ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

損金算入額又は益金算入額の計算									
日本船舶外航事業に係る 所得又は連結所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)	18	円	損金算入額 (18)-(19)	20	円				
日本船舶の純トン数に応じた 利益の金額の合計額 (17)の合計額)	19		益金算入額 (19)-(18)	21					

II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算

認定の取消日	22 平 · ·	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23 円	
前金 期額 まの で合 に計 損額 金の の計 額算 に算 入さ れた	事業年度又は連結事業年度	日本船舶外航事業に係る 所得又は連結所得の金額	日本船舶の純トン数に 応じた利益の金額の合計額	損金算入額 (24)-(25)
		24	25	26
	平 · ·	円	円	円
	平 · ·			
	平 · ·			
	平 · ·			
	平 · ·			
	平 · ·			
	平 · ·			
	合 計			

別表十(四)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十(五)

「18」、「33」、「38」、「43」又は「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

I 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細 譲渡資産の種類	公共事業者の名称	1		譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	10	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	平 ・・		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	11	
	収用換地等による譲渡年月日	3	平 ・・		差引譲渡経費の額 (10) - (11)	12	
	譲渡資産の種類	4			同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	13	
取得した補償金等の額	5		円	譲渡益の額 (5) + (6) - (7) - (8)又は(9) - (12)又は(13)	14		
特別控除に係る交換取得資産の価額	6			当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額	15		
同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	7			特別控除額の計算 当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	16		
P44参照	8		円	特別控除残額 5,000万円 - (16)	17		
	9		計算	特別控除額 (14)又は(15)と(17)のうち少ない金額	18		

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業実行者等の名称	19		特定を定めた譲渡住宅した地た造場合事業等の特別のため額に土の上算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	20	(平 ・・) 平 ・・		1,500万円 - (34)	35	
取得した対価の額	21		特別控除額の計算 当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36		
交換取得資産の価額	22			特別控除残額 5,000万円 - (36)	37	
交換取得資産につき支払った交換差金の額	23		農譲地渡保し有たの場合の特別のため額に農地等算 当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38		
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	24			特別控除額 (28)、(35)と(37)のうち少ない金額	39	
譲渡経費の額の計算	25		農譲地渡保し有たの場合の特別のため額に農地等算 当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40		
譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	26			特別控除額 800万円 - (39)	41	
差引譲渡経費の額 (25) - (26)	27		農譲地渡保し有たの場合の特別のため額に農地等算 当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	42		
譲渡益の額 (21) + (22) - (23) - (24) - (27)	28		農譲地渡保し有たの場合の特別のため額に農地等算 当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43		
特定を土譲地渡区した整場理合の事業等特別の控除め額に土計地算	29		農譲地渡保し有たの場合の特別のため額に農地等算 当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	44		
2,000万円 - (29)	30			特別控除額 1,000万円 - (44)	45	
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	31		農譲地渡保し有たの場合の特別のため額に農地等算 当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	46		
特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (31)	32		農譲地渡保し有たの場合の特別のため額に農地等算 当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	47		
特 别 控 除 额 (28)、(30)と(32)のうち少ない金額	33		農譲地渡保し有たの場合の特別のため額に農地等算 当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48		

別表十(五)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の所得の特別控除	「第65条の2第1項」、「第65条の2第2項」若しくは「第65条の2第7項」又は「租税特別措置法施行令第39条の3第6項」	00217	「18」欄の金額

「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3第1項	00218	「33」欄の金額

「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4第1項	00358	「38」欄の金額

「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5第1項	00220	「43」欄の金額

「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の5の2第1項	00221	「48」欄の金額

別表十(六)

「6」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十(六)

①	社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	事業年度 又は連結事業年度	. . .	法人名	()

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16) ((1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3			損金算入額 (3) - (5)	6	

「6」欄

社会保険診療報酬の所得の計算の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条第1項」

② 「区分番号」欄：「00485」

③ 「適用額」欄：「6」欄の金額

2,500万円以下の金額	7	円	(7) × $\frac{72}{100}$	12	円
2,500万円を超える3,000万円以下の金額	8		(8) × $\frac{70}{100}$	13	
3,000万円を超える4,000万円以下の金額	9		「22」欄	22	
4,000万円を超える5,000万円以下の金額	10		農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を適用している場合		
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)	11		① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の3第1項」 ② 「区分番号」欄：「00376」 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額		

II 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			特別控除額 (20) - (21)	22	

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

特定の基金に係る法人名	23					
「27」欄						
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合						
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11第1項」 ② 「区分番号」欄：「00374」 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額						
当期に支出した負担金等の額	26	円	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27					

別表十(七)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(4) 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

事業 年 度	・ ・ ・	法人名	
--------------	-------------	-----	--

配 当 の 額 の 計 算	利 恵 の 配 当 の 額	1	円	特 定 社 債	特 定 社 債 の 当 期 末 残 高	14	円
	み な し 配 当 の 額	2			$(14) \times \frac{5}{100}$	15	
	配 当 の 額 (1) + (2)	3			期 首 利 恵 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	16	
配 当 可 能 利 益 の 額 の 計 算	税 引 前 当 期 純 利 恵 金 額	4		行 を し て い る 場 合 の 調 整	$(15) - (16)$	17	
	前 期 繰 越 損 失 の 額	5			当 期 に 償 返 し た 特 定 社 債 の 額 の 合 計 額	18	
	減 損 損 失 の 額	6			特 定 讓 渡 等 に よ り 調 達 さ れ た 資 金 の う ち 特 定 社 債 の 償 返 に 充 て ら れ た 金 額	19	
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7			$(18) - (19)$	20	
	配 当 可 能 利 恵 の 額 (4) - (5) - (7)	8			損 金 の 額 に 算 入 さ れ る 減 価 償 却 費 の 額	21	
	(8) (特定社債の発行をしている場合には、(8)-(23)) (マイナスの場合は0)	9			$(20) - (21)$ (マイナスの場合は0)	22	
	$(9) \times \frac{90}{100}$	10			特 定 社 債 の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整 額 $(17) + (22) \times 2$	23	
所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)	11						
支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 (11)と(12)のうち少ない金額)	13						

法 0301-1007

「13」欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の14第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00396」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

別表十(八)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(4) 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

		事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	
配当等の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	税引前当期純利益金額	12
	みなし配当等の額（出資等減少分配に係る部分の金額を除く。）	2		前期繰越損失の額	13
	小 計 (1)+(2)	3		買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 (別表十(八)付表「5の計」)	14
	出資等減少分配の額	4		一時差異等調整積立金の積立額	15
	同上に係るみなし配当等の額	5		繰越利益等超過純資産控除項目額 (別表十(八)付表「14」)	16
	配当等の額 (3)-(4)+(5)	6		買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 (別表十(八)付表「35の計」)	17
				一時差異等調整積立金の取崩額	18
				空除算額	19
				計	
				$(12) - (13) - (14) - (15) - (16) + (17) + (18) + (19)$ (マイナスの場合は0)	20
所得金額合計	((3)又は(6))が(8)を超える場合の(6)の額	9		利益超過分配金額	21
	所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)	10		出資総額戻入金額	22
	支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 ((9)と(10)のうち少ない金額)	11		配当可能利益の額 (20)+(21)-(22)	23

別表十(八)
平二十九・四・一以後終了事業年度分

別表十(九)

「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十
(九)

平二十九・四・一以後終了事業年度分

(4)

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・ · ·	法人名	
------	-------	-----	--

I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	社債的受益権に係る受益証券の発行を	社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 当 期 末 残 高	17	円
	超 過 分 配 額	2			$(17) \times \frac{5}{100}$	18	
	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3			期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	19	
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4			$(18) - (19)$	20	
	前 期 練 越 損 失 の 額	5			当 期 に 償 還 し た 社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 額 の 合 計 額	21	
	減 損 損 失 の 額	6			特 定 譲 渡 等 に よ り 調 達 さ れ た 資 金 の う ち 社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 償 還 に 充 て ら れ た 金 額	22	
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7					
	差 引 計 (4) - (5) - (7)	8			- (22)	23	
	(社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8) - (26) (マイナスの場合は0))	9			に 算 入 さ れ る 却 費 の 額	24	
	超 過 分 配 額 (2)	10					
「16」欄							
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合							
① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第68条の3の2第1項」							
② 「区分番号」欄 : 「00398」							
③ 「適用額」欄 : 「16」欄の金額							
所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)	(1) が (13) を超える場合の (3) の額	14		合 の 調 整	$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25	
	利 益 の 分 配 の 額 の う ち 当 期 の 損 金 の 額 に 算 入 す る 金 額 (14) と (15) の う ち 少 な い 金 額	15			社 債 的 受 益 権 に 係 る 受 益 証 券 の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整 額 $(20) + (25) \times 2$	26	
		16					

II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総 分 配 額	27	円	分配可能	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	34	円
	超 過 分 配 額	28			期 首 欠 損 金 の 額	35	
	收 益 の 分 配 の 額	29			減 損 損 失 の 額	36	
	「33」欄				(28)	37	
	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合					38	
	① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第68条の3の3第1項」					39	
	② 「区分番号」欄 : 「00399」						
	③ 「適用額」欄 : 「33」欄の金額						
	所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)	32			超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (39) に 充 て ら れ た 金 額	40	
	收 益 の 分 配 の 額 の う ち 当 期 の 損 金 の 額 に 算 入 す る 金 額 (31) と (32) の う ち 少 な い 金 額	33			分 配 可 能 収 益 の 額 (38) + (39) - (40)	41	

別表十一(一の二)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

御注意

(4) (1) 区分に応じて次の割合に係る分子の空欄には、各事業年度終了の時において租税特別措置法第57条の9第1項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の「5」欄の「1,000」の分子の数を記載します。

(4) (2) 割賦販売法に規定する割賦販売小売業並びに包括信用購入あつせん業及び個別信用購入あつせん業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含みます。) 10
1,000

(2) 製造業
13
1,000
(5) その他の事業
6
1,000
8
1,000
(3) 金融及び保険業
3
1,000

当期繰入額	1	円	前3年内事業年度(設立事業年度である場合は当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9	円
期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (24の計)	2	円	(9) 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	10	
繰入 額	3	円	前年3度又は事連業事業度令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	11	
貸倒実績率 (17)		円	損金の額に算入された令第96条第2号ロの金額の合計額	12	

「7」欄

中小企業等の貸倒引当金の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の9第3項」
- ② 「区分番号」欄：「00392」
- ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額

計算	繰入限度額 ((2)×(3))又は((4)×(5))	6	円	の に 額 は 等 当 該 合 計 業 額	15 貸倒れによる損失の額等の合計額 (11)+(12)+(13)-(14)	13 に算入された令第96条2号ハの金額の合計額
	公益法人等・協同組合等の繰入限度額 $(6) \times \frac{112 \text{ 又は } 110}{100}$	7	円	12 (15) × 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計	16	
	繰入限度超過額 (1)-(6)又は(7)	8	円	貸倒実績率 (16)/(10) (小数点以下4位未満切上げ)	17	

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(18)のうち税務上貸倒れがあつたものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となつた売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (18)+(19)-(20)-(21)-(22)-(23)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (24)-(25)
	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	27	円	債権から控除割合 (28)/(27) (小数点以下3位未満切捨て)	29	円
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	28	円	実質的に債権とみられないものの額 (24の計) × (29)	30	円

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特 定 法 人 の 名 称 等	1	(第 号該当法人)	翌期 益 金 算 入 額 の 計 算	期 首 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地	2			5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 額 (25の計)	13	
資源開発投資法人等の認定	3	昭 平 第 号		同上以外の場合による 益 金 算 入 額 (26の計)	14	
特定株式等の認定	4	昭 平 第 号		計 (13) + (14)	15	
当 期 積 立 額	5		当期積立額のうち損金算入額 (5) - (11)	16		
積 立 限 度 額 の 計 算	6	平 · ·	期 末 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額 (12) - (15) + (16)	17		
(6)の特定株式等のうち 期末に有するものの取得価額	7		貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	18		
同上の $\frac{30\text{又は}70}{100}$		P51参照	差 引 (18) - (17)	19		
取 得 年 度 に 特 定 株 式 等 の 帳 簿 価 額 を 減 額 し た 金 額			当 期 分	貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((5) - ((18) - 前期の(18)))	20	
積 立 限 度 額 (8) - (9)	10		当 期 分	当期に生じた差額の合計額 (11) + (20)	21	
積 立 限 度 超 過 額 (5) - (10)	11		前 前 期 分 以	前 期 に お け る 差 額 (前期の(19))	22	

益 金 算 入 額 の 計 算

積立事業年度	当 初 の 積 立 額 の う ち 損 金 算 入 額	期 首 現 在 の 準 備 金 額	当 期 益 金 算 入 額		翌 期 繰 越 額 (24) - (25) - (26)
			5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 によ る 場 合 (23) × $\frac{60}{60}$	(25) 以 外 の 場 合	
積から 立事 業年 度を 終過 した 日の 翌も 日の	23	24	25	26	27
	・	円	円	円	円
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
積から 立事 業年 度を 終過 しな い 日の 翌も 日の	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
当 期 分					
計		円	円	円	

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第1号)	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第2号)	00189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第3号)	00190	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第4号)	00191	

※ 「第55条第9項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)

「4」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名 ()
----------------------	---	---	------------

投資事業有限責任組合の名称	1	当期積立額		4	円
		積立限度額	適用事業年度終了の時において有する新事業開拓事業者の株式の帳簿価額の合計額		
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2 平 . .	積立限度額 $(5) \times \frac{50\text{又は}80}{100}$		5	平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3 平 . .	積立限度超過額 (4)-(6)		6	
				7	

法 0301-1202

「4」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の2第1項」※1又は「第55条の2第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00542」
- ③ 「適用額」欄：「4」欄の金額（「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(三)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特定事業再編計画の認定を受けた日	1	平	・	・	翌期	期首特定事業再編投資損失準備金の金額			12	円
						当期均等益金算入額の基準事業年度等の終了の日における特定事業再編投資損失準備金の金額				
特定事業再編実施日	2	平	・	・	期				13	
当期積立額					繰	均等益金算入額の計				
最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等の取得年月日						(12) ×	均等益金算入額	(14)		
同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額	5				入額	計	(14) + (15)	16		
当期において取得した特定株式等の取得年月日	6	平	・	・	の計	当期積立額のうち損金算入額	(3) - (11)	17		
同上の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	7				算	期末特定事業再編投資損失準備金の金額	(12) - (16) + (17)	18		
$((5) + (7)) \times \frac{70}{100}$	8				貸借対照表の金額と	貸借対照表に計上されている特定事業再編投資損失準備金		19		
(7)のうち取得年度にその帳簿価額を減額した金額	9				差引	(19) - (18)		20		
積立限度額	10				当期の差額の明細	貸借対照表の取崩不足額	$(16) - (3) - ((19) - 前期の(19))$	21		
積立限度超過額	11				分	当期に生じた差額の合計額	(11) + (21)	22		
(3) - (10)					前期以前分	前期末における差額	(前期の(20))	23		

別表十二(三)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(四)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する
明細書

		事業年度 又は連結 事業年度		・	・	法人名	()	別表十二 (四) 平一十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
事 業 場 の 名 称	1				翌期 繰越 額	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	7	
特 定 施 設 の 名 称	2				当期 益 金 算 入 額	鉱害防止積立金の取戻しを した場合の益金算入額	8	
当 期 準 備 金 積 立 額	3					同上以外の場合による 益金算入額	9	
積立限度額の計算	4					計 (8) + (9)	10	
積						当期準備金積立額のうち 損金算入額 (3) - (6)	11	
積 立						期末金属鉱業等鉱害 防止準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12	
					貸借対照	貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	13	
						差引 (2)	14	
						取崩不足額 -前期の(13))	15	
						額の合計額 (15)	16	
						ける差額 (14))	17	

「11」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の5第1項」※1
又は「第55条の5第7項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00192」
- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

法 0301-1204

別表十二(六)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(六)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	()	円
特定廃棄物最終処分場の所在地	1			翌期 繰 越 額 の 計 算	期首特定災害防止準備金の金額 維持管理積立金の取戻しを した場合の益金算入額 同上以外の場合による 益金算入額 計 (7)+(8)	6 7 8 9	
特定廃棄物最終処分場の名称	2				当期準備金積立額のうち 損金算入額 (3)-(5)	10	
当期準備金積立額	3				期末特定災害防止準備金の金額 (6)-(9)+(10)	11	
積立限度額 <small>(当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額)</small>	4			貸借対照表に計上されている 特定災害防止準備金	12		
積立限度超過額 (3)-(4)	5			差引 (12)-(11)	13		
			当期分	貸借対照表の取崩不足額 (9)-(3)-(12)-前期の(12))	14		
			前前 期分 以 下	当期に生じた差額の合計額 (5)+(14)	15		
				前期末における差額 (前期の(13))	16		

法 0301-1206

「10」欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第56条第1項」※1又は「第56条第7項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00194」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(八)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

：

法人名

()

別表十二(八)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

積立限度超過額の計算	積立限度額 (当期中に旧使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の額)	積立限度超過額 (2) - (3)	の 計 算	当期準備金積立額	1	円	翌 期 繰 越 額	期首使用済燃料再処理準備金の金額	9	円			
				当期準備金積立額	2			使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10				
				積立限度額	3			同上以外の場合による益金算入額	11				
				計				計 (10) + (11)	12				
				の 計 算				当期準備金積立額のうち損金算入額 (1) - (8)	13				
				期末使用済燃料再処理準備金の金額 (9) - (12) + (13)					14				
				当期準備金積立額	5								
				「13」欄									
				使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合									
				① 「租税特別措置法の条項」欄：「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第18条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の3第1項」※1又は「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第18条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の3第7項」※2									
積立限度額による超過のみなし使用的積計算	積			② 「区分番号」欄：「00196」									
				③ 「適用額」欄：「13」欄の金額									
※1 ※2に該当するもの以外													
※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合													
当期和				(4) + (7)	8		の 明 細	前 期 末 に お け る 差 額 (前 期 の (16))	19				

法 0301-1208

別表十二(九)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(九)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名 ()
特定原子力発電施設の名称	1		翌期解体準備金の金額	18	円
積立期間	2	昭平平 ・・・	当期当期の解体費用を支出した場合の益金算入額	19	
当期積立額	3	円	累積限度超過額	20	
積立限度額の計算	4	当期末の解体費用見積額	他の場合による益金算入額	21	
前期以前積立合計額の計算	5	累積限度基準額 $(4) \times \frac{90}{100}$	計	22	
前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6		当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23	
前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7		期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24	
前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8		貸借対照表に計上されている	25	
	9	計 (6) + (7) - (8)			
積立限度額 $((5) - ((9) \times \frac{90}{100})) \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10				
積立限度超過額	11	「23」欄			
累積限度超過額の計算	12	原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第10項」※2 ② 「区分番号」欄：「00197」 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合			
益金算入額の合計額	14		期との差額の明細	(22) - ((3) - ((25) - 前期の(25)))	27
前期以前の累積限度超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)	15			当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28
差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16		前期以前分	前期末における差額 (前期の(26))	29
当期累積限度超過額 (16) - (12)	17				

別表十二(十)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(十)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

保険等の種類	1	円	円	円	円	円	合計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円
当期益金算入額	当期益金算入額 異常災害損失等の補填額	3					
	同上以外の場合による益金算入額	4					
	計 (3)+(4)	5					
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額 (2)-(5)	6					
当期積立額	当期積立額	7					
当期正味収入保険料等	8						
積立率	9	()	()	()	()	()	
積立限度額	積立限度額 (8)×(9)	10	円	円	円	円	円
	差引積立限度超過額 (7)-(10)	11					
10年洗替前の異常危険準備金の金額 (11)	12						

「7」欄

保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の5第1項」※1又は「第57条の5第12項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00198」
- ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額（「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※1 ※2に該当するもの以外

※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

内訳	期分	21					
	期分	22					
	期分	23					

「7」欄

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の6第1項」※1又は「第57条の6第8項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00199」
- ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額（「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※1 ※2に該当するもの以外

※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

	(6)+(7)-(27)	28					
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29					
	差引 (29)-(28)	30					
当期分	貸借対照表の取崩不足額 (5)+(26)-((7)-(29)-(前期の(29)))	31					
	当期に生じた差額の合計額 (11)+(31)	32					
前前分以	前期末における差額 (前期の(30))	33					

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(6) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

新関西国際空港株式会社に対し空港用地を貸し付けた日	1	平	・	・	<p>期首関西国際空港用地整備準備金の金額</p> <p>翌期当期益金算入額の計算</p> <p>越額の計算</p> <p>算出額の計算</p> <p>貸借対照表</p>	16	円
	2					17	
	3					18	
	4					19	
	5					20	
	6					21	
	7					22	
	8					23	
	9					24	
	10					25	
(2)のうち損金算入額による積立額	11					26	
						27	
						28	
「15」欄							
関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合							
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7第1項」 ② 「区分番号」欄：「00421」 ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額							
算出額の計	12	空港用地整備債務基準額 (12) - (16) - (19) (マイナスの場合は0)	13		<p>の差額の明細</p> <p>の差額の明細</p> <p>の差額の明細</p>	26	
	14	積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額				27	
	15	当期積立額のうち損金算入額 ((2)と(14)のうち少ない金額)				28	

別表十二(十一)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(十二) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(6) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
当期積立額	1		円	期首中部国際空港整備準備金の金額	11
	2		円	基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12
	3		円	均等益金算入額の計算 (12) × —————	13
	4		円	同上以外の場合による益金算入額	14
	5		円	計 (13) + (14)	15
	6		円	当期積立額のうち損金算入額 (10)	16
	7		円	期末中部国際空港整備準備金の金額 (11) - (15) + (16)	17
	8		円	貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18
	9		円	差引 (18) - (17)	19
	10		円	当期貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))	20
			円	積立限度超過額 (1) - (9)	21
			円	当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)	22
			円	前期以前分 前期末における差額 (前期の(19))	23

法 0301-1212

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00481」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

別表十二(十三)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

資産の種類及び名称		1					合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	
翌期 繰越 額の 計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円
	当期 益 金 算 入 額	4					
	積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(2)のうち少ない金額)	5					
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
	計 (4)+(5)+(6)	7					
	差引特別修繕準備金の金額 (3)-(7)	8					
	当期積立額	9					
積立 限 度 額 の 計 算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
	(11)-(8) (マイナスの場合は0)	12					
	当期の月数 60又は72	13	—	—	—	—	
	(11) × (13)	14	円	円	円	円	
	積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15					
	積立限度超過額 (9)-(15)	16					円
期末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)		17					
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている 特別修繕準備金	18					
	「9」欄		特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合				
	当期	(7)-(1)	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の8第1項」※1又は「第57条の8第10項」※2				
	当期に生じ る差額		② 「区分番号」欄：「00391」				
	前前期分以 て		③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)				
			※1 ※2に該当するもの以外				
			※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合				
積立期間の終了する事 日の翌日から2年を は連結事業年度終了の 積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合		(23) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	24				

平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算

当期 益 金 算 入 額 の 計 算	平成24年4月1日以後最初に開始する 事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平 · ·	翌期 繰越 額の 計算	期首特別修繕準備金の金額	31	円
	同上における 特別修繕準備金の金額	26			当期益金算入額 (30)	32	
	当期の月数 48又は120	27	—		期末特別修繕準備金の金額 (31)-(32)	33	
	4年等均等取崩金額 (26) × (27)	28			貸借対照表に計上されている 特別修繕準備金	34	
	同上以外の場合による益金算入額	29			差引 (34)-(33)	35	
	当期益金算入額 ((28)+(29))と(31)のうち少ない金額)	30			当期積立額 (36)	36	
					貸借対照表の取崩不足額 (30)-(36)-(34)-前期の(35))	37	
					計 (36)+(37)	38	
					前期末における差額 (前期の(35))	39	

別表十二(十三)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(十四)

「10」又は「43の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥	農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	()

I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書						
認定計画等の種類	1					円
交付金等の該当号	2	第	号			
交付金等の額	3		円			
当期積立額	4					
(4)の内訳	(4)のうち損金経理による積立額	5				
	(4)のうち剩余金の処分による積立額	6				
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額 (別表四「40の①」-「26の①」)又は(別表四の二付表「47の①」-「34の①」)	7				
	積立限度額 (7)と(8)のうち少ない金額)	9				
当期積立額のうち損金算入額 (4)と(9)のうち少ない金額)	10					
益金算入額の計算						
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額	翌期繰越額		
	23	24	25	26	27	28
			5年を経過した場合	任意取崩し等の場合	(25)及び(26)以外の場合	
						円
「10」欄						
農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合						
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第61条の2第1項」						
② 「区分番号」欄:「00354」						
③ 「適用額」欄:「10」欄の金額						
⋮⋮						
当期分						
計		円	円	円	円	

II 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	農用地等の種類	29				計
	取得年月日	30	平 · ·	平 · ·	平 · ·	
	農用地等の取得価額	31	円	円	円	円
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	32				
	(32)のうち損金経理による金額	33				
	(32)のうち剩余金の処分による金額	34				
圧縮限度額の計算	「43の計」欄					
	農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合					
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第61条の3第1項」						
② 「区分番号」欄:「00355」						
③ 「適用額」欄:「43の計」欄の金額						
準備金等益金算入基準額	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (25の計)	35				
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (26の計)	36				
	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	37				
	計 (35)+(36)+(37)	38				
所得基準額	(別表四「40の①」-「10」-別表四「26の①」)又は(別表四の二付表「47の①」-「10」-別表四の二付表「34の①」)	39				
取得価額	基準額 (31)-1円	40	① 円	② 円	③ 円	①+②+③
圧縮限度額	圧縮限度額 (38)、(39)と(40)うち少ない金額)	41				
個別資産の圧縮限度額	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額 (32)と(42)のうち少ない金額)	42	円	円	円	
		43	④	⑤	⑥	④+⑤+⑥ 円

別表十三(四)

「21」、「25」又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

別表十三(四)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名 ()
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		取得した代替資産の種類
	収用換地等による譲渡年月日	2 昭平	代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額
	譲渡資産の種類	3	圧縮限度額の計算	代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額
	譲渡資産の収用換地等のあつた部分の帳簿価額	4	圧縮限度額	(22) × (19)
	取得した補償金等の額	5	圧縮限度超過額	(21) - (23)
	保留地の対価の額	6	特別勘定に経理した金額	25
交換取	P64参照		特別勘定の対象となり得る金額 (17) - (22)	26
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	8	繰入限度額の計算	繰入限度額 (26) × (19)
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	9	繰入限度額	27
	差引譲渡経費の額 (8) - (9)	10	翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (25) - (28)
	補償金等又は保留地の額 (10) × $\frac{(5)+(6)}{(5)+(6)+7}$	11	翌期繰越額の計算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10) - (11)	12	当期中に益金の額に算入すべき金額	31
	帳簿価額の計算	13	期末特別勘定残額 (29) - (30) - (31)	32
差益割合の計算	交換取得資産の種類			33
	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額		交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	34 円
	交換取得資産の価額		交換取得資産の価額 (7)	35
	交換取得資産について帳簿価額を減額した場合		交換取得資産の価額 に對応する帳簿価額 (4)又は(14)	36
	交換取得資産に對応する帳簿価額 (4) - (14)		交換取得資産につき支払った交換差金の額	37
	取得した補償金等の額 (5)		交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)又は(12)	38
	同上に係る譲渡経費の額 (10) × $\frac{(5)}{(5)+(6)+(7)}$		計 (36) + (37) + (38)	39
	差引補償金等の額 (15) - (16)		圧縮限度額 (35) - (39)	40
	補償金等の額に對応する帳簿価額 (4) × $\frac{(5)}{(5)+(6)+(7)}$		圧縮限度超過額 (34) - (40)	41
差益割合の計算	差益割合			
	差益割合 $\frac{(17)-(18)}{(17)}$			

別表十三(四)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条第1項」又は「第64条第8項」	00356	「21」欄の金額 ([「23」欄の金額を超える場合には、同欄の金額])
	「第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00545	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条第8項」	00546	「21」欄の金額 ([「23」欄の金額を超える場合には、同欄の金額])
	「第65条第3項において準用する第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00548	

※ 「第64条第8項」、「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」、「第65条第3項において準用する第64条第8項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00545」及び「00548」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条の2第1項」又は「第64条の2第2項」	00357	「25」欄の金額 ([「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額])
	「第65条第3項において準用する第64条の2第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」	00547	

※ 「第64条の2第2項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第1項」又は「第65条第5項」	00216	「34」欄の金額 ([「40」欄の金額を超える場合には、同欄の金額])

※ 「第65条第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(五)

「21」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

別表十三
(五)

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書					事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	()
(号該当)									
御注意	譲渡した資産の種類	1						譲渡業の年数 連絡	度を含むか 又は度
2 1 1 1 の場合 2 ② ① の 1 1 の場合 1 ③ 78 1 の他の参考事項 1 2 2 2 の場合 1 3 3 3 の場合 1 4 4 4 の場合 1 5 5 5 の場合 1 6 6 6 の場合 1 7 7 7 の場合 1 8 8 8 の場合 1 9 9 9 の場合 1 10 10 10 の場合 1 11 11 11 の場合 1 12 12 12 の場合 1 13 13 13 の場合 1 14 14 14 の場合 1 15 15 15 の場合 1 16 16 16 の場合 1 17 17 17 の場合 1 18 18 18 の場合 1 19 19 19 の場合 1 20 20 20 の場合 1 21 21 21 の場合 1 22 22 22 の場合 1 23 23 23 の場合 1 24 24 24 の場合 1 25 25 25 の場合 1 26 26 26 の場合 1 27 27 27 の場合 1 28 28 28 の場合 1 29 29 29 の場合 1 30 30 30 の場合 1 31 31 31 の場合 1 32 32 32 の場合 1 33 33 33 の場合 1 34 34 34 の場合 1 35 35 35 の場合 1 36 36 36 の場合 1 37 37 37 の場合 1 38 38 38 の場合 1 39 39 39 の場合 1 40 40 40 の場合 1 41 41 41 の場合 1 42 42 42 の場合 1 43 43 43 の場合	同上	の資産の取 得年月日	2 昭平・・	昭平・・	昭平・・	昭平・・	平平	平平	
譲渡した資産の所在地	3								計
譲渡した土地等の面積	4	平方メートル		平方メートル		平方メートル		平方メートル	平方メートル
譲渡年月日	5 平・・		平・・		平・・		平・・		
対価の額	6 円		円		円		円		円
譲渡直前の帳簿価額	7								
譲渡に要した経費の額	8								
計	(7) + (8)								
差益割合	10								
取得した買換資産の種類	11								
取得した買換資産の所在地	12								
取得年月日	13 昭平・・		昭平・・		昭平・・		昭平・・		
買換資産の取得価額	14 円		円		円		円		円
事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15 平・・		平・・		平・・		平・・		
買ある場合の取扱い	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16 平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・		
買換資産の取扱い	(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17 平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・		
土地等額	取扱した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		平方メートル
等額	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19							
で等	取得価額	20	円	円	円	円	円		円
買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21								
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に応するものから支出した金額	22							
	圧縮基礎取得価額(14又は20と22)のうち少ない金額	23							
	買取る資格者合計額	24							
	前期末の帳簿価額	25							
	圧縮基礎取得価額 $(23) \times \frac{25}{24}$	26							
圧縮限度額の計算	圧縮限度額 $(23) \text{ or } (26) \times (10) \times \frac{80,70\text{又は}75}{100}$	27							
	圧縮限度超過額 $(21)-(27)$	28							
対価の額の額の合計額	30 (6の計)							特別勘定に経理した金額	円
同上のうち譲渡日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	31							31のうち買換資産の取得額に充てようとする金額	
特別勘定の対象となり得る金額	(29)-(30)							32のうち買換資産の取得額に充てようとする金額	
翌期繰越額の計算	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額 $(36)\text{と}(38)のうち少ない金額}: \frac{80,70\text{又は}75}{100} \div (10)$	32						37のうち買換資産の取得額に充てようとする金額	
	同上のうち前期末資産の取得に充てて取扱に充て	33						38のうち買換資産の取得額に充てようとする金額	
	当期中ににおいて取扱に充て	34						39のうち買換資産の取得額に充てようとする金額	
	翌期へ繰り越す対価の額の合計額 $(32)-(33)-(34)$	35						40のうち買換資産の取得額に充てようとする金額	
	その他参考となる事項							41のうち買換資産の取得額に充てようとする金額	
								42のうち買換資産の取得額に充てようとする金額	
								43のうち買換資産の取得額に充てようとする金額	

P66~67参照

P68参照

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第65条の7第1項」、「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00359	「21」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		00549	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		00550	
過疎地域の外から内への買換え (第3号該当)		00551	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第4号該当)		00552	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第5号該当)		00363	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		00236	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第7号該当)		00422	
日本船舶から日本船舶への買換え (第8号該当)		00364	
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え (平成29年旧措置法第2号該当)	「平成29年旧措置法第65条の7第1項」、「平成29年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成29年旧措置法第65条の9」	00360	
農用地区域内にある土地等の買換え (平成29年旧措置法第7号該当)		00235	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	「第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」若しくは「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」若しくは「第65条の9」、「平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」若しくは「平成29年旧措置法第65条の9」又は「平成26年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第9項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の9」	00557	「21」欄の金額（「27」欄の金額を超える場合は、同欄の金額）

- ※ 「第65条の7第9項」、「平成29年旧措置法第65条の7第9項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」、「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。
- ※ 「第65条の9」、「平成29年旧措置法第65条の9」又は「平成26年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。
- ※ 区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第65条の8第1項」、「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00365	「36」欄の金額 (「38」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		00553	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		00554	
過疎地域の外から内への買換え (第3号該当)		00555	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第4号該当)		00556	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第5号該当)		00369	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		00255	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第7号該当)		00423	
日本船舶から日本船舶への買換え (第8号該当)		00370	
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え (平成29年旧措置法第2号該当)	「平成29年旧措置法第65条の8第1項」、「平成29年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成29年旧措置法第65条の9」	00366	
農用地区域内にある土地等の買換え (平成29年旧措置法第7号該当)		00254	

※ 「第65条の8第2項」又は「平成29年旧措置法第65条の8第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「平成29年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(六)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額
の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

交換分合計画が公告された日	1	昭平	・	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円()
譲り受けた資産の種類	2		取得資産のみを 印	譲渡直前の帳簿価額 (8)	14	
「13」欄						

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2
- ② 「区分番号」欄:「00260」
- ③ 「適用額」欄:「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

渡資産の明細	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額	譲渡した土地等の面積	清算金を取得した場合	対応する帳簿価額 (14) × $\frac{(15)}{(15) + (16)}$	17	円()
				計算	圧縮限度額 (15) - (17)	18	
					圧縮限度超過額 (13) - (18)	19	
				譲渡資産の譲渡	資産の帳簿価額を 減額した金額	20	
				計	取得資産の価額 (11)	21	
		「20」欄					

交換取得資産の明細	取得資産の価額	取得した土地等の面積	得資産を取得した場合	額	(22) + (23)	24	円()
	11		計算	圧縮限度額 (21) - (24)	25		
				圧縮限度超過額 (20) - (25)	26		

別表十三(六)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(七)

「15」、「23」又は「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある
土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅
地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

別表十三(七)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

造成事業実行者の名称	1		交換地との ともに 併せて 交換等をした資産の種類	交換等をした資産の価額 のうち、 譲渡が 差額を 支出し し、 対価を 受け取 った場合 の額	事業年度 又は連結 事業年度	法人名 ()	円	
							23	
交換譲渡資産等の明細	2				取得資産等の価額 (14)	24		
同上の資産の取得年月日	3	昭平			譲渡直前の帳簿価額 (10)	25		
交換等をした資産の所在地	4				譲渡資産等と ともに支出し した交換差 金の額	26		
交換等をした土地等の面積	5		平方メートル		譲渡資産の対価の額 (7)	27		
交換等の年月日	6	平	・		(25)+(26)又は(24)-(27))	28		
対価の額	7		円		圧縮限度額 (24)-(28)	29		
譲渡直前の帳簿価額	8				圧縮限度超過額 (23)-(29)	30		
交換等に要した経費の額	9				取得認定期間	31	平平	・
計	10				特別勘定に経理した金額	32		円
交換取得資産等の明細	11		取得した宅地の所在地		譲り受けた宅地の 価額の見積額	33		
取得した宅地の価額	12		平		譲渡直前の帳簿価額 (10)	34		
取得年月日	13	平	・		譲渡資産の対価の額 (7)	35		
取得した宅地の価額	14		円		譲渡に係る対価の 額と譲り受けた 宅地の価額の見積 額が等しいとき (34)	36		
交換取扱いによる譲り受けた宅地の取扱 額の計	15		交換取得資産等の帳簿 価額を減額し、又は積立 金として積み立てた金額		譲渡に係る対価の 額が譲り受けた 宅地の価額の見積 額を超えるとき (34)×(33)/(35)	37		
圧縮限度額	16		譲渡直前の帳簿価額 (10)		譲り受けた宅地の 価額の見積額が 譲渡に係る対価の 額を超えるとき (34)+(33)-(35)	38		
	17		取得資産等の価額 (14)		繰入限度額 (33)-(36)、(37)又は(38)	39		
	18		取得資産等とともに 取得した交換差金の額		繰入限度超過額 (32)-(39)	40		
	19		譲渡資産の対価の額 (7)		翌期繰越額の計算	41		
	20		取得資産等の価額に 対応する帳簿価額 (16)×(17)/(17)+(18)又は(17)		当期の特別勘定の金額 (32)-(40)	42		
と超える場合	21		圧縮限度額 (17)-(20)		同上のような 前期末までに益金の 額に算入された金額	43		
と超える場合	22		圧縮限度超過額 (15)-(21)		当期中に益金の額に 算入すべき金額	44		

別表十三(七)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換により土地のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合)	「第65条の11第1項」又は「第65条の11第4項」	00261	「15」欄の金額 ('21'欄の金額を超える場合は、同欄の金額)
	「第65条の12第8項において準用する第65条の11第1項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」	00558	

※ 「第65条の11第4項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00558」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合)	「第65条の11第1項」又は「第65条の11第4項」	00261	「23」欄の金額 ('29'欄の金額を超える場合は、同欄の金額)
	「第65条の12第8項において準用する第65条の11第1項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」	00558	

※ 「第65条の11第4項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00558」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第65条の12第1項」又は「第65条の12第3項」	00262	「32」欄の金額 ('39'欄の金額を超える場合は、同欄の金額)

※ 「第65条の12第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例を適用を受ける場合が該当します。

別表十三(ハ)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

別表十三(ハ)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換の年月日	1	平 . .	交取 換得 取資 得產 咨レ	交換取得資産の帳簿価額を減額し、 又は積立金として積み立てた金額	13	円
「13」欄 資産の種類	2			譲渡直前の帳簿価額 (8)	14	

交換 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2
- ② 「区分番号」欄 : 「00265」
- ③ 「適用額」欄 : 「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

譲渡
※1 ※2に該当するもの以外
※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

渡資産の明細額	5	平方メートル	にぞ 場取 合得 又し はた 交場 換合	計 (14) × $\frac{(15)}{(15) + (16)}$	17	
譲渡した所有隣接土地等の面積	5		算	圧縮限度額 (15) - (17)	18	
譲渡直前の帳簿価額	6	円		圧縮限度超過額 (13) - (18)	19	
譲渡に要した経費の額	7		交換と と	交換取得資産の帳簿価額を減額し、 又は積立金として積み立てた金額	20	
計	8		交換と と 圧	交換取得資産の価額 (11)	21	

交換取得資産の明細額
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2
- ② 「区分番号」欄 : 「00265」
- ③ 「適用額」欄 : 「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外
※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

資産の明細額	11	円	又出 し た 場 合	額 計 (22) + (23)	24	
取得資産の価額	11		算	圧縮限度額 (21) - (24)	25	
取得した土地等の面積	12	平方メートル		圧縮限度超過額 (20) - (25)	26	

別表十三(九)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名 ()
----------------------	-------------	------------

別表十三(九)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先行取得土地等の明細

		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日	1	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平 · · 平 · ·					
届出書の提出年月日	3	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の価額	6	円	円	円	円	円	円
	7						
差引取扱額	8						

譲渡土地等の明細

「17」欄

譲渡土地

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合

譲渡土

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の2第1項」※1又は「第66条の2第7項」※2
 ② 「区分番号」欄：「00266」
 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額（「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

譲渡利益金額の計算

譲渡に要した経費の額	13					
計 (12)+(13)	14					
譲渡利益金額 (11)-(14)	15					

正縮限度額の計算

	①	②	③	④	⑤
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取扱額	16	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17				
圧縮限度額の計算	(15)の計) × (80%又は60%)	18			
	(18)のうち適用済みの金額	19	(21)の①	(21)の①+②	(21)の①+②+③
	(18)-(19)	20			(21)の①+②+③+④
個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額)	21				
圧縮限度超過額 (17)-(21)	22				

別表十三(十)

「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額 の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()	別表十三(十) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
賦課金の額	1	円		試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額	5	円	
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2	円	圧縮限度額の計算	(3)のうち固定資産の取得等に充てた金額	6	円	
差引賦課金の額 (1) - (2)	3	円		圧縮限度額 (6)又は((6) - 1円)	7	円	
取得した試験研究用資産の種類	4	円		圧縮限度超過額 (5) - (7)	8	円	

法 0301-1310

「5」欄

技術研究組合の所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の10第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00373」
- ③ 「適用額」欄：「5」欄の金額（「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

別表十三(十一)

「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十三(十一)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①	転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	助成金等の名称	1		告示年月日	4	平・	・	
	助成金等を交付した者	2		告示番号	5	第	号	
	助成金等の交付を受けた年月日	3	平・	交付を受けた助成金等の額	6		円	
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算								
	帳簿価額の減額等をした場合			特別勘定を設けた場合				
減	減価償却資産の減価補填費に 対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17		円	
価	減価償却資産の帳簿価額を 減額した金額	8		繰入限度額	18			
補	損金不算入額	9		(12) - (14)				
填	(8) - (7)							
金	転廃業助成金の額	10		繰入限度超過額	19			
転	減価償却資産の帳簿価額及び 取壊し等に要する経費の額	11		(17) - (18)				
廃	差引転廃業助成金の額	12		定期定の金額	20			
業	(10) - (11)			(17) - (19)				
助	固定資産の帳簿価額を減額し、又 は積立金として積み立てた金額	13		同上のうち前期末までに益金の 額に算入された金額	21			
圧	固定資産の取得等のため(12)又 は(12)のうち特別勘定残額に対 応するものから支出した金額	14		当期中に益金の額に算入すべき金額	22			
縮	圧縮限度額の計算	15		期末特別勘定残額	23			
限	(14)又は((14) - 1円)			(20) - (21) - (22)				
度	圧縮限度超過額	16						
額	(13) - (15)							
の								
計								
算								

P76参照

別表十三(十一)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)	第67条の4第1項	00274	「8」欄の金額 (「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転廃業助成金等の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第67条の4第2項」又は「第67条の4第3項」	00275	「13」欄の金額 (「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第67条の4第9項において準用する第67条の4第2項」又は「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」	00559	

※ 区分番号「00275」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「00559」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第67条の4第3項」及び「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第67条の4第4項」又は「第67条の4第5項」	00276	「17」欄の金額 (「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第67条の4第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四(二)

「26」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十四(二)

平二十九・四・一以後終了事業年度分

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

		事 業 年 度	・	・	法 人 名	
公 益 法 人 等 以 外 の 法 人 の 場 合				公 益 法 人 等 の 場 合		
一般 支 出 中	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41 の 計)	1	円	支 出	長 期 給 付 事 業 へ の 繰 入 利 子 額 同 上 以 外 の み な し 寄 附 金 額	25 26
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 する 寄 附 金 額 (42 の 計)	2	円	損 し た 寄 附 金	そ の 他 の 寄 附 金 額	27
	「26」欄 他 の 寄 附 金 額	3				

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第1項」※1 又は「第66条の11の2第1項」※2
- ② 「区分番号」欄: 「00375」※1 又は「00393」※2
- ③ 「適用額」欄: 「26」欄の金額

(注) 公益法人等にみなし寄附金がある場合には、「26」欄を記載することになりますが、本特例は、認定特定非営利活動法人を対象としているものですので、認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。

- ※1 特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第1項(区分番号:「00375」)
 「旧認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合
- ※2 第66条の11の2第1項(区分番号:「00393」)
 「認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合

「42」欄
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第66条の11の2第2項」※1、2 又は「特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第2項」※1
- ② 「区分番号」欄: 「00394」※1 又は「00424」※2
- ③ 「適用額」欄: 「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、「認定特定非営利活動法人」※1、「旧認定特定非営利活動法人」※1、「特例認定特定非営利活動法人」※2 又は「仮認定特定非営利活動法人」※2の記載があるものの合計額

- ※1 第66条の11の2第2項又は特定非営利活動促進法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第2項(区分番号:「00394」)
 「認定特定非営利活動法人」又は「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合
- ※2 第66条の11の2第2項(区分番号:「00424」)
 「特例認定特定非営利活動法人」又は「仮認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細			
寄附した日又は支出した日	寄 附 先 又 は 受 託 者 所 在 地	寄 附 金 の 使 途 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 の 名 称	寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額
		42	円
	計		

その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細

支 出 し た 日	受 託 者 所 在 地	特 定 公 益 信 託 の 名 称	支 出 金 額
			円

別表十四(五)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十四(五)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	()
譲受法人名	1						計
譲渡損益調整資産の種類	2						
譲渡年月日	3	平 · ·	平 · ·	平 · ·	平 · ·		
譲渡対価の額	4	円	円	円	円		
譲渡原価の額	5						
調整前譲渡利益額 (4) - 「18」欄 (スの場合は0)	6						
圧縮 譲 当期が 譲 换地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る措置)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条第10項」 ② 「区分番号」欄:「00582」 ③ 「適用額」欄:「18」欄の「その他()」の空欄に「換地処分等」と記載した 譲渡損益調整資産の「14」欄の金額							
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11						
譲渡利益額の調整 (8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))	12						
	当期益金算入額 (簡便法により計算する場合) (には、(2)又は(26)の金額)	13					
	翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12) - (13)	14					
譲渡損失額の調整 (10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15						
	当期損金算入額 (簡便法により計算する場合) (には、(22)又は(26)の金額)	16					
	翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15) - (16)	17					
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()	譲渡・償却 その他()		
簡便期法損に金より入当額を益金算入する額の又場は合 減価償却資産 債却期間の月数 (譲受法人が適用) (する耐用年数) × 12	19	月	月	月	月		
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20					
	当期益金算入額 (8) × $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円	
繰延資産 支出の効果の及ぶ期間の月数	22						
	当期損金算入額 (10) × $\frac{(20)}{(19)}$	23	月	月	月	月	
	当期益金算入額 (8) × $\frac{(24)}{(23)}$	24					
繰延資産 当期損金算入額 (10) × $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円		
	26						

法 0301-1405

別表十六(一)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()	
御 注意							
1	この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、記載してください。(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出の(1)の資産(2)の資産に該当するもの	種類	1				
2	(2)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。	構造	2				
		細目	3				
		取 得 年 月 日	4	・	・	・	・
		事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5				
		耐 用 年 数	6	年	年	年	年
		取 得 価 额 又 は 製 作 価 额	7	外 円	外 円	外 円	外 円
		差 積 立 金 計 上 額	8				
		差 引 取 得 価 额	9	(7)-(8)			
		償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10				
		積立金の期末現在の額	11				
		積立金の期中取崩額	12				
		差引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△	外△
		損金に計上した当期償却額	14				
		前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外
		合 計	16	(13 + 14 + 15)			
		平成 残存価額	17				
		差引取得価額 × 5 %	18	$(9) \times \frac{5}{100}$			
当	19	定額法の償却額計算の基礎となる金額 $9 - 17$	19				
期	3月	旧定額法の償却率	20				
分	31	(16 > 18) の場合 算出償却額	21	円	円	円	円
		増加償却額	22	() () () ()			
		計	23				
		(21 + 22) 又は (16 - 18) 算出償却額	24	$(18 - 1) \times \frac{5}{60}$			
		平成 25 定額法の償却額計算の基礎となる金額 9	25				
		算出償却額	26	円	円	円	円
		増加償却額	27	() () () ()			
		計	28	(26 + 27)			
		当期分の普通償却限度額等	29				
		当期分の普通償却限度額等 (23)、24又は29	30				
		特別償却額	31	条項	条項	条項	条項
		特別償却額	32	外 円	外 円	外 円	外 円
		前期から繰り越した特別償却不足額	33				
		当期分の償却額	34	(30 + 32 + 33)			
		当期償却額	35				
		償却不足額	36	(34 - 35)			
		償却超過額	37	(35 - 34)			
		前期からの繰越し	38		外	外	外
		当認期超額	39	償却不足によるもの			
		損金額	40	積立金取崩しによるもの			
		差引額	41	合計翌期への繰越し額 $(37 + 38 - 39 - 40)$			
		翌期に繰り越すべき特別償却不足額 $((36)-(39))$ と $((32)-(33))$ のうち少ない金額	42				
		特別償却額	43	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額			
		差引翌期への繰越し額	44	$(42 - 43)$			
		翌期不足額への内訳	45	平・・・平・・			
		当期分不足額	46				
		適格組織再編成により引き継ぐべき 合併等特別償却不足額 $((36)-(39))$ と 32 のうち少ない金額	47				
		備考					

別表十六(二)

「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

御 注意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産については、他の資産と区別して別行にして記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。)の「38」欄の金額についても、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
資	種類	1				
構	造	2				
産	細目	3				
区分	取 得 年 月 日	4	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5				
	耐 用 年 数	6	年	年	年	年
取 得 価 额 又 は 製 作 価 额	7	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	8					
得 価 差 引 取 得 価 额	9	(7)-(8)				
債 却 領 計 算 の 対 象 と な る 債 却 額	10					
期 末 現 在 の 帳 簿 記 上 額	11					
積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12					
差 引 帳 簿 記 上 額	13	外△	外△	外△	外△	外△
損 金 に 計 上 し た 当 期 債 却 額	14					
前 期 か ら 繰 り 越 し た 債 却 超 過 額	15	外	外	外	外	外
合 計	16	(13 + 14 + 15)				
前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 債 却 不 足 額	17					
債 却 領 計 算 の 基 礎 と な る 額	18	(16 - 17)				
平 成 19 年 3 月 31 日 以 前 取 得 分 の 普 通 債 却 額 等	19	差 引 取 得 価 额 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$				
当 期 分 の 普 通 債 却 額 等	20	旧定率法の償却率				
(16 > 19) の 場 合	21	算 出 債 却 額 (18 × 20)	円	円	円	円
(16 ≤ 19) の 場 合	22	() () () () () ()				
平 成 19 年 4 月 1 日 以 後 取 得 分 の 普 通 債 却 額 等	23	計 (21) × 増 加 債 却 額				
平 成 19 年 4 月 1 日 以 後 取 得 分 の 普 通 債 却 額 等	24	算 出 債 却 額 (19 - 19) × $\frac{5}{60}$				
定 率 法 の 債 却 率	25					
調 整 前 債 却 額	26	円	円	円	円	円
保 証 率	27					
債 却 保 証 額	28	円	円	円	円	円
改 定 取 得 価 额	29					
改 定 債 却 率	30					
(26 又は 31) ± (22)	31					
当 期 分 の 普 通 債 却 額 等	32					
23, 24 又は 33	33					
特 別 債 却 額 等	34	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項
租 税 特 別 措 置 法 由 来 項	35	() () () () () ()				
特 別 債 却 額 等	36	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 債 却 不 足 額	37					
合 計	38					
当 期 債 却 額	39					
債 却 不 足 額	40	38 - 39				
債 却 超 過	41	39 - 38				
前 期 か ら の 繰 越 額	42		外	外	外	
當 認 時 残 額	43	42 - 41				
超 過 金 額	44	積 立 金 取 崩 し に よ る も の の				
差 引 合 計	45	41 + 42 - 43 - 44				
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46	((40)-(43))と((39)-(37))のうち少ない金額				
当 期 お い て 切 り 捨 て る 特 別 債 却 不 足 額	47					
不 足 額	48	差引翌期への繰越額 (46 - 47)				
不 足 額	49	平 · · 平 · ·				
不 足 額	50	当 期 分 不 足 額				
合 計	51	適格組織再編成により引き継ぐべき 合併等特別償却不足額 (40-(43))と36のうち少ない金額)				
備考						

P83～86参照

P86参照

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、

「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種類	1						
構造	2						
細目	3						
取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5						
取 得 価 额 又 は 製 作 価 额	6	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
圧縮記帳による積立金計上額	7						
差引取 得 価 额 (6) - (7)	8						
償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	9						
期末現在の積立金の額	10						
積立金の中取崩額	11						
差引帳簿記載金額 (9) - (10) - (11)	12	外△	外△	外△	外△	外△	外△
損金に計上した当期償却額	13						
前期から繰り越した償却超過額	14	外	外	外	外	外	外
合計 (12) + (13) + (14)	15						
鉱山の命数	16	年	年	年	年	年	年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17						
同上の期間内における採掘予定数量	18	トン	トン	トン	トン	トン	トン
経済的採掘可能数量	19						
当期産出鉱量	20						
当期分の普通償却	21	残存価額	円	円	円	円	円
平成19年3月31日以前取得分	22	差引取得価額 × 5 % (8) × $\frac{5}{100}$					
の場合	23	旧生産高比例法の償却額 計算の基礎となる金額 (8) - (21)					
(15) > (22)	24	鉱量1トン当たり償却金額 $\frac{(15)}{(22)}$					
(15) ≤ (22)	25	算出償却額 $(20) \times (24)$ 又は $(15) - (22)$					
の場合	26	算出償却額 $(20) \times (24)$ 又は $(15) - (22)$					
平成19年4月分	27	生産高比例法の償却額 鉱量1トン (18) 又は (19) 又は (20) × (24)					
当期分の普通償却	30	当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(29)					
特又償る却 別は却特別 償却に別度 償却増加額	31	租税特別措置法適用条項 () 条項		条項		条項	
の償却 限度額	32	特別償却限度額 外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
前期から 繰り越した 特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	33						
合計 (30) + (32) + (33)	34						
当期 償却 額	35						
差 償 却 不 足 額 (34) - (35)	36						
引 前 期 か ら 當 認 期 容 積 立 金 額 差 引 翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((36) - (39))と (32) + (33) のうち少ない金額	37	P86参照	外	外	外	外	
超過 額 償 却 不 足 額 の 當 認 期 容 積 立 金 額 差 引 翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((36) - (39))と (32) + (33) のうち少ない金額	38						
特別 償 却 不 足 額 の 當 認 期 容 積 立 金 額 差 引 翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((36) - (39))と (32) + (33) のうち少ない金額	39						
特別 償 却 不 足 額 の 當 認 期 容 積 立 金 額 差 引 翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((36) - (39))と (32) + (33) のうち少ない金額	40						
特別 償 却 不 足 額 の 當 認 期 容 積 立 金 額 差 引 翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((36) - (39))と (32) + (33) のうち少ない金額	41						
特別 償 却 不 足 額 の 當 認 期 容 積 立 金 額 差 引 翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((36) - (39))と (32) + (33) のうち少ない金額	42						
特別 償 却 不 足 額 の 當 認 期 容 積 立 金 額 差 引 翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((36) - (39))と (32) + (33) のうち少ない金額	43						
特別 償 却 不 足 額 の 當 認 期 容 積 立 金 額 差 引 翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((42) - (43))	44						
翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((36) - (39))と (32) + (33) のうち少ない金額	45						
特別 償 却 不 足 額 の 當 認 期 容 積 立 金 額 差 引 翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((36) - (39))と (32) + (33) のうち少ない金額	46						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((36) - (39))と (32) のうち少ない金額	47						
備考							

別表十六(三)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P83～86参照

P86参照

別表十六(五)
「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

	事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
資 構	造	2			
産 細	目	3			
区 分	取 得 年 月 日	4	・	・	・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5			
	耐 用 年 数	6	年	年	年
取 得 価 额	取 得 価 额 又 是 製 作 価 额	7	外 円	外 円	外 円
圧 縮 記 帳	による 積 立 金 計 上 額	8			
差 引 取 得 価 额	(7) - (8)	9			
帳 簿	償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10			
	期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11			
	積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12			
	差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10) - (11) - (12)	13	外△	外△	外△
価 额	損 金 に 計 上 し た 当 期 偿 却 額	14			
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 偿 却 超 過 額	15	外	外	外
合 計	(13) + (14) + (15)	16			
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 偿 却 不 足 額 又 是 合 併 等 特 別 偿 却 不 足 額	17			
	旧 定 率 法 又 是 定 率 法 の 基 礎 と な る 金 額	18			
当 期 分 の 普 通 債 却 限 度 額	平成19年3月31日以前取得分 旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9) - (9) × $\frac{10}{100}$	19			
	旧定額法の償却率	20			
	旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21	円	円	円
	旧定率法の償却率	22			
	算 出 債 却 額 ((19) × (20)) 又は((21) × (22))	23	円	円	円
平成19年4月1日以後取得分 定額法	定額法による償却額計算の基礎となる金額	24			
	定額法	25			
	定率法による償却額	26			
	定率法の償却率	27			
	算 出 債 却 額 ((24) × (25))又は((26) × (27))	28	円	円	円
当 期 分 の 普 通 債 却 限 度 額	当 期 分 の 普 通 債 却 限 度 額 (28) 又は (29)	29			
当 期 分 の 債 却 限 度 額	特 别 偿 却 限 度 額	30	(外)	(外)	(外)
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 偿 却 不 足 額 又 是 合 併 等 特 別 偿 却 不 足 額	31			
	口 (29) + (30) + (31)	32			
	差引取得価額 × 50 % (9) × $\frac{50}{100}$	33			
却 限 度 額	当 期 債 却 可 能 限 度 額	34			
	当 期 の 通 (32) 又は(34)のうち 取り替えた新たな資産	35			
	償 却 限 (35) + (36			
当 期 債 却 額	当 期 債 却 額	37			
差 債 却 不 足 額	差 債 却 不 足 額 (37) - (38)	38			
引 債 却 超 過 額	引 債 却 超 過 額 (38) - (37)	39			
償 却 超 過 額	前 期 か ら の 繰 越 額	40	外	外	外
	當認期容 償 却 不 足 に よ る も の	41			
	積 立 金 取 崩 し に よ る も の	42			
	差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (40) + (41) - (42) - (43)	43			
特 別 債 却 不 足 額	翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 債 却 不 足 額 ((39) - (42))と((30) + (31))のうち少ない金額)	44			
	當 期 お い て 切 り 捨 て る 特 別 債 却 不 足 額 又 是 合 併 等 特 別 債 却 不 足 額	45			
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (45) - (46)	46			
	翌 期 内 平 · · 平 · ·	47			
	當 期 分 不 足 額	48			
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別債却不足額 ((39) - (42))と(30)のうち少ない金額)	49			
	備考	50			

P83～86参照

P86参照

御注意
租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(P89~92参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	平成28年旧措置法第42条の5第1項第1号イ	00400 ※1	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	平成28年旧措置法第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号ロ)	00566 ※2	
	平成28年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ	00403 ※3	
	第42条の5第1項第1号	00584 ※4	
	第42条の5第1項第2号	00287 ※5	
	平成28年旧措置法第42条の5第1項第2号	00293 ※6	

※1 区分番号「00400」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光発電設備について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「00566」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※3 区分番号「00403」は、平成28年4月1日前に新エネルギー利用設備等の取得等をした場合が該当します。

※4 区分番号「00584」は、平成28年4月1日以後に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないものに限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※5 区分番号「00287」は、二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

※6 区分番号「00293」は、平成28年4月1日前にエネルギー使用制御設備の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
	平成29年旧措置法第42条の6第2項	00487	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項第1号	00586	
	第42条の10第1項第2号	00504	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11の2第1項	00597	
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	第42条の11の3第1項	00568	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の4第1項	00601	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	平成28年旧措置法第42条の12の5第1項	00509	
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	
船舶の特別償却	第43条第1項第2号	00307	
自動車教習用貨物自動車の特別償却	第43条第1項第3号	00606	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第2項	00521	
被災代替資産等の特別償却	第43条の3第1項第1号	00608	
	第43条の3第1項第2号	00610	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備の特別償却)	平成28年旧措置法第44条の5第1項	00451 ※	
	第44条の5第1項	00590 ※	

※ 区分番号「00590」は、平成28年5月31日以後に特定電気通信設備の取得等をした場合が該当し、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合は、区分番号「00451」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項第1号	00120	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第2号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第3号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第4号	00533	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項第5号	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第45条第2項第1号	00454 ※1	
	第45条第2項第1号	00573 ※1	
	第45条第2項第2号	00560 ※2	
	平成26年旧措置法第45条第2項第2号	00457 ※2	
	第45条第2項第3号	00536 ※2	
	第45条第2項第4号	00575	

※1 区分番号「00454」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00573」が該当します。

※2 区分番号「00457」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00536」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	第45条の2第1項	00331	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条第1項	00337	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「第46条の2第1項第1号イ」又は「第46条の2第1項第2号イ」	00577	
	「第46条の2第1項第1号ロ」又は「第46条の2第1項第2号ロ」	00579	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「平成29年旧措置法第47条第1項」又は「平成28年旧措置法第47条第1項」	00343	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第47条第1項	00612	
特定都市再生建築物等の割増償却	第47条の2第1項 (同条第3項第1号イ)	00466 ※	
	「第47条の2第1項」、「平成27年旧措置法第47条の2第1項」、又は「平成25年旧措置法第47条の2第1項」 (「第47条の2第3項第1号ロ」、「平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号ロ」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00469 ※	
	平成29年旧措置法第47条の2第1項 (同条第3項第2号)	00539	
	「第47条の2第1項」、「平成29年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成27年旧措置法第47条の2第1項」 (「第47条の2第3項第2号」、「平成29年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00478	

※ 区分番号「00466」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「00469」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第48条第1項	00349 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第48条第1項	00592 ※	

※ 区分番号「00349」は、流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「00592」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」	00187	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額

別表十六(七)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(七)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に適用する場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受けた資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額が限度となりますので御注意ください。

資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5) - (6)	7						
資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5) - (6)	7						
資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5) - (6)	7						
資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5) - (6)	7						
<p style="text-align: center;">「8」欄</p> <p style="text-align: center;">中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合</p> <p style="text-align: center;">① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」</p> <p style="text-align: center;">② 「区分番号」欄：「00277」</p> <p style="text-align: center;">③ 「適用額」欄：「8」欄の金額</p> <p style="text-align: center;">事（注）適用額は、年300万円が上限となります。</p>								
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5) - (6)	7						
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額								円
((7)の計)								円

当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額

法 0301-1607

別表十六(九)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名 ()
----------------------	-------------	------------

資産区分	特別償却に関する規定の該当条項	1 第 第 条 第 項 第 第 号	第 第 条 第 項 第 第 号	第 第 条 第 項 第 第 号	計	平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
						P89～92参照
当期積立限度額	構造・区分・設備の種類	3				
	事業の用に供し 耐用	4				
当期	積立額	7	円	円	円	円
	当期の特別償却限度額	8				
差引	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9				
	積立限度額 (8)+(9)	10				
積立不足額	積立限度超過額 (7)-(10)	11				
	割増償却 (8)-(7)					
積立不足額	初年度特別償却 (8)-((7)-(9)) ((7)-(9)≤0の場合は(8))	13				
	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10)-(7)	14				
積立不足額	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15				
	差引き翌期への繰越し額 (14)-(15)	16				
翌期繰越額の内訳	翌期への繰越し額の内訳 平 平	17				
	当期区分 (12)又は(13)	18				
翌期繰越額の計算	計 (17)+(18)	19				
	当期積立額のうち損金算入額 ((7)と(10)のうち少ない金額)	20				
翌期繰越額の計算	合併等特別償却準備金積立不足額 (8)-(7)	21				
	積立事業年度	22	平 平 ・ ・ ・	平 平 ・ ・ ・	平 平 ・ ・ ・	円
翌期繰越額の計算	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23	円	円	円	円
	期首特別償却準備金の金額	24				
翌期繰越額の計算	均等益金算入による場合 $(23) \times \frac{84,60}{84,60 \text{又は} (\text{耐用年数} \times 12)}$	25				
	同上以外の場合による益金算入額	26				
翌期繰越額の計算	合計 (25)+(26)	27				
	期末特別償却準備金の金額 (24)-(27)	28				

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (平成28年旧措置法第42条の5 第1項第1号イ)	00401 ※ 1	「8」欄の金額
	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (平成28年旧措置法第42条の5 第1項及び第6項 (同条第1項第1号ロ))	00567 ※ 2	
	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (平成28年旧措置法第42条の5 第1項第1号ハ)	00404 ※ 3	
	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (第42条の5 第1項第1号)	00585 ※ 4	
	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (第42条の5 第1項第2号)	00288 ※ 5	
	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (平成28年旧措置法第42条の5 第1項第2号)	00294 ※ 6	

※1 区分番号「00401」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光発電設備について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「00567」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※3 区分番号「00404」は、平成28年4月1日前に新エネルギー利用設備等の取得等をした場合が該当します。

※4 区分番号「00585」は、平成28年4月1日以後に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないものに限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※5 区分番号「00288」は、二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

※6 区分番号「00294」は、平成28年4月1日前にエネルギー使用制御設備の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (第42条の6 第1項第1号)	00032	「8」欄の金額
	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (第42条の6 第1項第2号)	00035	
	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (第42条の6 第1項第3号)	00038	
	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (第42条の6 第1項第4号)	00041	
	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (平成29年旧措置法第42条の6 第2項)	00488	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (第42条の10第1項第1号)	00587	
	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (第42条の10第1項第2号)	00505	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」	00299	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」	00598	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00569	「8」欄の金額
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00446	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00602	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00510	
公害防止用設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00413	
船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00308	
自動車教習用貨物自動車の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00607	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項)	00519	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第2項)	00522	
被災代替資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の3第1項第1号)	00609	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の3第1項第2号)	00611	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	
特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備の特別償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第44条の5第1項)	00452 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第1項)	00591 ※	

※ 区分番号「00591」は、平成28年5月31日以後に特定電気通信設備の取得等をした場合が該当し、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合は、区分番号「00452」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00121	「8」欄の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00528	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条第2項第1号)	00455 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第1号)	00574 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第2号)	00561 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第45条第2項2号)	00458 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第3号)	00537 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第4号)	00576	

※1 区分番号「00455」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00574」が該当します。

※2 区分番号「00458」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00537」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00561」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00332	「8」欄の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00338	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 （「第46条の2第1項第1号イ」又は「第46条の2第1項第2号イ」）	00578	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 （「第46条の2第1項第1号ロ」又は「第46条の2第1項第2号ロ」）	00580	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00344	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00613	
特定都市再生建築物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第1号イ)	00467 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 （「第47条の2第3項第1号ロ」、「平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号ロ」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」）	00470 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成29年旧措置法第47条の2第3項第2号)	00540	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 （「第47条の2第3項第2号」、「平成29年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」）	00479	

※ 区分番号「00467」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「00470」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第48条第1項)	00350 ※	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第48条第1項)	00593 ※	

※ 区分番号「00350」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「00593」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00581	「9」欄の金額

IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内

《参照先》

「国税庁ホームページ」(www.nta.go.jp)→「パンフレット・手引き」
→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」

The diagram illustrates the navigation path on the NTA website:

- From the main menu, select **税について調べる** (Tax Information Inquiry).
- In the sub-menu, click on **パンフレット・手引き** (Brochure and Handbook).
- On the next page, click on **法人税関係** (Corporate Income Tax).
- Finally, click on **適用額明細書に関するお知らせ** (Notice on the Application Amount Statement).

Key sections highlighted in red boxes include:

- パンフレット・手引き** (Handbook) in the left sidebar.
- 法人税関係** (Corporate Income Tax) in the top navigation bar of the second page.
- 適用額明細書に関するお知らせ (平成29年6月) NEW** (Notice on the Application Amount Statement (Heisei 29, June) NEW) in the third page's main content area.
- (3) 適用額明細書の記載の手引 平成29年4月1日以後終了事業年度分 NEW** (Handbook for the Filing of the Application Amount Statement (Business Year Ending after April 1, Heisei 29) NEW) and **(4) 適用額明細書 平成28年1月1日前開始事業年度分 (PDF/78KB)** (Application Amount Statement (Business Year Starting before January 1, Heisei 28) (PDF/78KB)) in the fourth page's main content area.

平成29年6月現在

参考 適用額明細書（単体法人用）

F B 4 0 1 1

様式第一

平成 年 月 日		自 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)		
税務署長殿		至 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			
取受印					
納 税 地	電話() -			整理番号	<input type="text"/>
				提出枚数	<input type="text"/> <input type="text"/> 枚
(フリガナ)				事業種目	<input type="text"/> <input type="text"/> 業種番号 <input type="text"/> <input type="text"/>
法 人 名				提出年月日	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
法 人 番 号	<input type="text"/>			※ 税務署処理欄	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆 <input type="text"/> 十億 <input type="text"/> 百万 <input type="text"/> 千 <input type="text"/> 円	<input type="text"/>			
所得金額又は欠損金額	十億 <input type="text"/> 百万 <input type="text"/> 千 <input type="text"/> 円	<input type="text"/>			

この用紙はとじこまないでください

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。
OCR入力用
(この用紙は機械で読み取りります。折つたり汚したりしないでください。)

租 税 特 別 措 置 法 の 条 項	区 分 番 号	適 用 額 十 億 百 万 千 円
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
第 条 第 項 第 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>